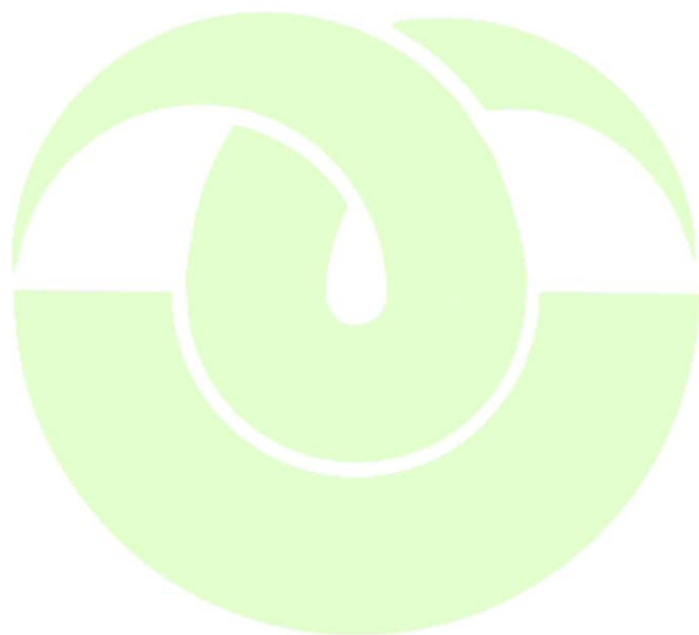


松崎町津波防災地域づくり推進計画



令和2年5月

静岡県松崎町



はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者は合わせておよそ1万8,000人となり、120万戸を超える建物に甚大な被害をもたらしましたが、そのほとんどが津波によるものでした。

南海トラフ大地震が想定されているなか、本町は、駿河湾に面しており、ひとたび津波が襲来すれば、町の沿岸部は甚大な被害の発生が予想されます。

本町では、東日本大震災を教訓に、「多重防御により、何としても人命を守る」として津波に強いまちづくりを推進するため、松崎地区の水門設置・防潮堤の嵩上げをはじめとしたハード対策と津波避難タワーや避難ビル、避難路の整備などソフト対策を柔軟に組み合わせて取り組んでいきます。

また、迅速な避難を確保するために重要なのが、住民の防災意識の高揚など自助と共助の取り組みと公助の連携であり、防災教育や防災訓練などを通じ、地域コミュニティの強化を図ります。

この計画は、学識経験者、町民代表、各種団体代表や県・町の関係者で組織する「松崎町津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、十分協議を重ね、関係機関が一体となって、本町における津波防災力の強化を図ろうと協議していただき「松崎町津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。

今後は、この計画の着実な推進・改善・見直しを継続的に実施するとともに、将来のまちづくりについて事前協議を推進し、津波災害に強いまちづくりを進めてまいりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月

松崎町長 長嶋 精一

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 推進計画の目的と位置づけ | 1 |
| 第1節 推進計画の作成の背景と目的 | 1 |
| 第2節 推進計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 推進計画区域の設定 | 3 |
| 第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組 | 4 |
| 第1節 松崎町の歴史等 | 4 |
| 第2節 人口・産業 | 6 |
| 第3節 土地利用・交通 | 7 |
| 第4節 これまで本町が実施してきた地震・津波対策 | 8 |
| 第3章 津波防災地域づくり上の課題 | 10 |
| 第1節 津波の浸水深と想定される被害 | 10 |
| 第2節 津波防災地域づくり上の課題 | 15 |
| 第3節 地域別の課題 | 16 |
| 第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針 | 23 |
| 第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針 | 23 |
| 第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方 | 32 |
| 第1節 土地利用 | 32 |
| 第2節 警戒避難体制の整備 | 34 |
| 第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務 | 38 |
| 第1節 事業・事務の整理 | 38 |
| 第2節 事業・事務 | 41 |
| 第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方 | 46 |
| 第1節 今後さらに検討が必要な事項 | 46 |
| 第2節 計画の見直しと更新 | 48 |
| 参考資料 | |
| 第1 松崎町津波防災地域づくり推進協議会設置要綱 | 51 |
| 第2 松崎町津波防災地域づくり推進協議会委員名簿 | 53 |
| 第3 検討体制と経緯（津波対策検討会 地区協議会） | 56 |
| 第4 検討体制と経緯（津波防災地域づくり推進協議会） | 63 |
| 第5 松崎町防災マップ | 91 |

第1章 推進計画の目的と位置づけ

本計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成23年12月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）に基づき、津波から町民の生命及び財産を守り、安心・安全に暮らせるまちづくりを行うための計画である。

第1節 推進計画の作成の背景と目的

（1） 推進計画作成の背景

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された本町は、平成25年6月に静岡県により策定された第4次地震被害想定津波浸水想定に基づき、津波防災地域づくりを総合的に推進するため、「松崎町津波防災地域づくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を作成することとした。

（2） 推進計画の目的

本計画は、津波法に基づき、南海トラフ巨大地震によって発生が予想されている津波災害による被害の防止・軽減を図るため、ハード（施設整備）・ソフト（避難対策）の施策を組み合わせた「多重防御」による津波に強いまちづくりを目指すための指針となる計画である。

また、被災から迅速に復旧・復興を行うためには、発災前の段階において、復旧や復興に関わる様々な計画を検討し、迅速な復旧のための計画、さらに、原状回復ではなく復興事業により発災後のまちの姿を示す計画（事前復興計画）を策定する必要があるため、まちづくりについても事前に地域住民と検討を行い、合意形成を進めていく。

本町の現状や地理的特性、予想される災害リスク等から、本町に合った取組指針を設定し、地震・津波対策を強力に推し進めることを目的とする。なお、施策の推進にあたっては、解決すべき課題や実施時期等を明確にし、関係部局が密接に連携して取り組むものとする。

この計画の推進にあたっては、住民・自主防災組織や関係機関との連携が重要であるため、推進協議会をはじめ、住民ワークショップや住民説明会など、広く住民に周知するとともに、その経過については随時報告を行っていく。

第2節 推進計画の位置づけ

本計画は、津波法に基づき作成されるものであり、「第5次 松崎町総合計画」や「松崎町地域防災計画」等の上位・関連計画との整合・連携を図り、津波防災地域づくりを展開するものである。

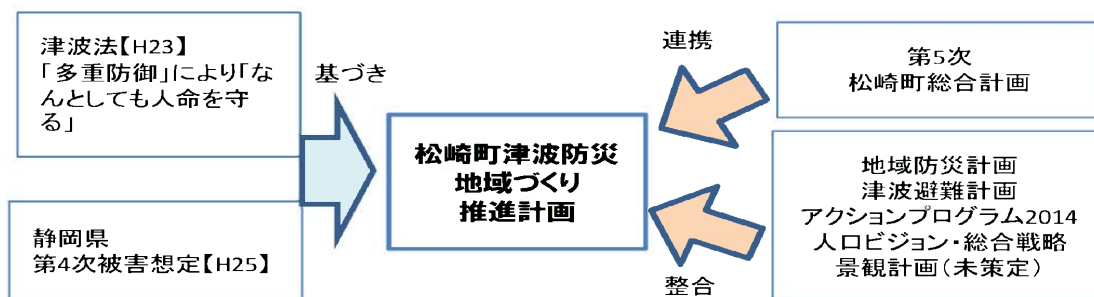


図1-1 推進計画の位置づけ

<推進協議会での意見>

○今後、町内全域の復旧・復興、避難生活などについても、どういうところまで計画に盛り込むかを明記したほうがいい。

○町民の皆さんにこの推進計画について、広くお知らせをしてもらいたい。

第3節 推進計画区域の設定

地震・津波対策の推進にあたっては、全町をあげて取り組み、犠牲者ゼロを目指す必要がある。そのため、推進計画区域は、津波による浸水が予想される地域だけではなく、浸水区域外における後方支援など様々な角度から検討する必要があるため、町内全域を設定する。

なお、推進計画区域内においては、津波防護施設の整備等の特例措置等を利用することが可能となる。

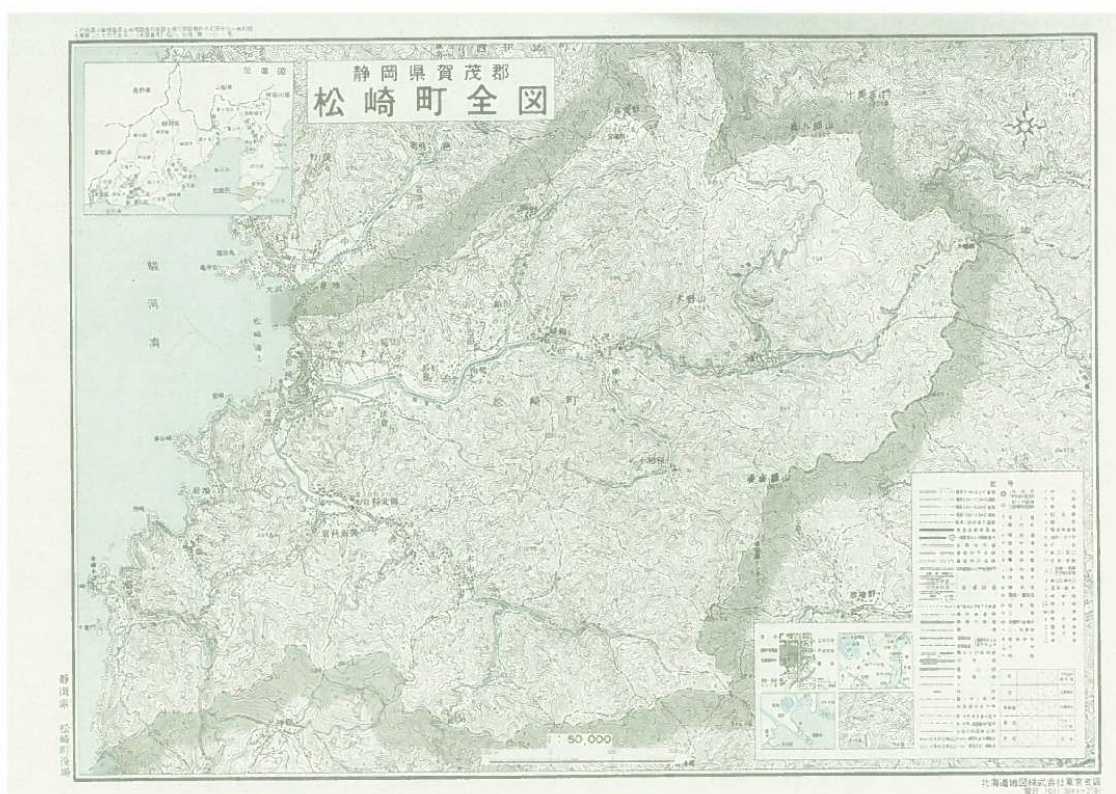


図1-2 推進計画の対象区域

<推進協議会での意見>

○浸水区域外の地区の関わり（後方支援など）にも触れたほうがいい。

第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

第1節 松崎町の歴史等

松崎町は、有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震が繰り返し発生してきた。陸域には糸魚川―静岡構造線や中央構造線等の大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層による内陸直下の被害地震が発生してきた。

本町における過去の津波災害は、以下のとおりである。

- ①過去の津波災害：過去、本町において大きな被害を受けたと考えられるのが、嘉永七年（1854）安政東海地震の津波である。松崎港を襲った津波は、水位3～7m余り、浸水家屋は340戸にも及んだ。
- ②近年における津波災害：近年において本町に被害を及ぼした津波としては、1944年東南海地震津波、1960年チリ地震津波があげられる。しかし、いずれも高さは0.5m～1.5mほどで大きな被害はなかったというが、100年未満の間に2回の津波被害が発生している。
- ③遠地津波の災害：チリ地震のように、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

松崎町史をもとに作成した津波・地震による過去の災害履歴を示す。

地震・津波の被害一覧

| 発生年月日 | 地震の名称 | 被害状況 |
|------------------------------|-------------------|---|
| (1605年2月3日) 慶長9年12月16日 | 慶長地震 (南海トラフ) | 大津波来襲して死者・行方不明者多数、仁科郷も海荒れて溺死者多数 (M7.9) |
| (1614年11月16日) 慶長19年10月25日 | 高田地震 | 大地震 |
| (1703年12月31日) 元禄16年11月23日 | 元禄型関東地震 | 全県地震 (M8.4) |
| (1782年8月23日) 天明2年7月15日 | 天明相模の地震 | 地震 |
| (1854年12月23日) 嘉永7年11月4日 | 安政東海地震 (南海トラフ) | 松崎村大地震、死者多数 (M8.4) 27日安政と改元。午前9時頃大地震が発生した。豆州志稿に、「津波は伊豆が最も甚だしく、下田港に碇泊中の露船ディアナ号も大破した。松崎では「松崎港怒涛家屋田畑ヲ潰シ一時ニ海原トナシ宮内村ノ中央マデ大船ノ帆柱ヲ押シ上グ」とあ |

| | | |
|--|-------------------|---|
| | | り、松崎港を襲った津波は水位 3～7m 余り、浸水家屋は 340 戸に及び、松崎村、道部村は全戸、江奈村は 100 戸中 55 戸、宮内村は 20 戸中 15 戸であったという。岩科川沿い弁天河原の、水田の中の弁天石祠は、この地震による津波で弁天さんが流れてきて止まったところとか、津波がここまで来たところと言われている。 |
| (1855 年 11 月 11 日) 安政 2 年 10 月 2 日 | 江戸地震 | 夜地震、大津波来襲、死者・行方不明者多数 (M6.9) |
| 1923 年 大正 12 年 9 月 1 日 | 大正型関東地震 | 午前 11 時 58 分、関東大震災起きる。救援のため松崎消防組 251 名、中川消防組 123 名、岩科消防組 170 名の組員が京浜方面に出動した。 静岡県では、賀茂、田方、沼津市内であわせて 360 名死亡、64 名行方不明、特に伊豆東海岸の熱海、伊東では、2 回にわたる津波で多くの人々が犠牲となった。 |
| 1930 年 昭和 5 年 11 月 25 日 | 北伊豆地震 | 震源は丹那盆地で田方地区に大きな被害を与える。当町に被害はなし。 |
| 1944 年 昭和 19 年 12 月 7 日 | 東南海地震 (東南海トラフ) | 幸い当地区に被害はなかった。 |
| 1974 年 昭和 49 年 5 月 9 日 午前 8 時 33 分 | 伊豆半島沖地震 | 南伊豆町を中心に甚大な被害を受ける (M6.9) |
| 1978 年 昭和 53 年 1 月 14 日 | 伊豆大島近海地震 | 中川小学校、門野集落の地割れ等大きな被害を受ける (M7.0) |
| 1982 年 昭和 57 年 6 月 | 伊豆半島東方沖 群発地震 | 伊豆半島東方沖群発地震発生、1 か月ほど続く |
| 2009 年 平成 21 年 8 月 11 日 | 駿河湾南部の地震 | 焼津市、伊豆市などで震度 6 弱、死者 1。 津波観測 (焼津港で 30cm) |
| 2011 年 平成 23 年 3 月 15 日 | 静岡県東部の地震 | 津波なし |

表 2-1 本町の地震・津波の被害一覧

【地形・気候】

本町は、静岡県の東部、伊豆半島西海岸の南部に位置し、三方を天城の山稜に囲まれ、西に駿河湾を臨み、北は西伊豆町、東は河津町と下田市、南は南伊豆町に接している。

東西 14.448 km、南北 11.304 km、面積 85.19 km²で、町境から発する溪流は、2 級河川那賀川、岩科川となって東西に貫流し、起伏に富んだ地形を醸し出している。海岸線は、入江や断崖等屈曲に富んだ景観を呈し、富士箱根伊豆国立公園並びに名勝地伊豆西南海岸に指定されている。

四季を通じて温暖な地域として知られ、年間平均気温は 16℃前後である。12 月から 2 月にかけては西の風が強く、10m/s 前後となる日が月の半数以上となる。降水量は月平均 125 mm 前後で県内でも多い方である。

第2節 人口・産業

(1) 人口の推移

本町の人口及び世帯数は、平成27年で約6,837人、2,832世帯であるが、本町では今後、人口減少と高齢化が進む見込みである。

▶人口及び世帯数の推移

(単位:人)

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人口 | 9,635 | 9,266 | 8,841 | 8,515 | 8,104 | 7,653 | 6,837 |
| 世帯 | 2,922 | 2,965 | 2,973 | 2,980 | 2,986 | 3,018 | 2,832 |

資料:国勢調査 表2-2 人口の推移

▶進む高齢化

(単位:%)

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|---------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口率 | 18.7 | 15.7 | 13.9 | 12.5 | 11.4 | 10.9 | 9.2 |
| 生産年齢人口率 | 63.8 | 63.0 | 60.3 | 57.5 | 54.9 | 51.9 | 47.7 |
| 高齢化率 | 17.5 | 21.3 | 25.8 | 30.0 | 33.7 | 37.2 | 43.1 |

資料:国勢調査 表2-3 高齢者の推移

(2) 産業

本町の産業別の就業者数をみると、生産年齢人口の減少に伴い就業者数が減少しており、平成27年の就業者数が3,126人と平成22年から447人の減少となっている。産業構造割合の観光、サービス業等の第3次産業が基幹産業となっているものの、今後、就業者の高齢化や若年層の労働力不足が懸念される。

▶産業構造の推移

(単位:人)

| | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第1次産業 | 979 | 625 | 436 | 330 | 279 | 256 | 222 |
| 第2次産業 | 1,142 | 1,236 | 1,090 | 982 | 779 | 626 | 531 |
| 第3次産業 | 2,925 | 3,080 | 3,104 | 2,885 | 2,905 | 2,691 | 2,373 |
| 計 | 5,046 | 4,941 | 4,630 | 4,197 | 3,963 | 3,573 | 3,126 |

資料:国勢調査 表2-3 産業構造の推移

第3節 土地利用・交通

(1) 土地利用

土地は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産の基盤でもある。こうした認識のもと、公共の福祉を優先させ、かけがえない自然や景観、文化財の保護を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的、歴史的及び文化的条件に配慮し、町民の健康で文化的な生活環境の確保と調和のある住みよい地域社会を創造していくため、総合的な土地利用を推進する。

(2) 交通

道路は、経済の発展や生活の向上をもたらすとともに、大規模災害時の支援物資の輸送経路など様々な機能を有しており、大切な都市基盤の一つです。また、バスは通勤や通学等の生活交通や観光客の交通手段として活用されるとともに、環境負荷の軽減の面からも重要性は高まっている。

道路・橋梁の整備については、地区の要望に基づき町道の整備を進めていくとともに、伊豆縦貫自動車道や国道136号、県道下田松崎線等の国道・県道については、継続した改善要望活動を国や県に対し実施していく。また、長寿命化修繕計画を策定し、橋梁の長寿命化を図るとともに、耐震補強を進める。

また、新港湾の利活用も踏まえ、海路の整備や新規航路の確保などを、近隣市町と連携し要望していく。

さらに、町民の交通の利便性を確保するため、バス運行業者と協力して路線やダイヤの変更等を行い、利用者のニーズに合った路線バスの運行を維持し、公共交通の充実を図る。

(3) 住宅地・その他

魅力ある市街地の形成や生活の質を高めた集落環境を目標に、生活関連施設の整備を進め、集落景観や緑化の推進など地域性の高い住宅地の形成を図る。また、商業地については経営者の高齢化等により廃業する施設も出ていることから、空き店舗利用の促進や小売り店舗の共同化など魅力ある商業地づくりを図る。

文化施設・公園等の公用公共施設用地については、町民生活及び町民の価値観とニーズの多様化に対応しながら環境の保全に配慮し、空いている土地や施設の有効活用を含めて、必要な用地の確保を図る。

第4節 これまで本町が実施してきた地震・津波対策

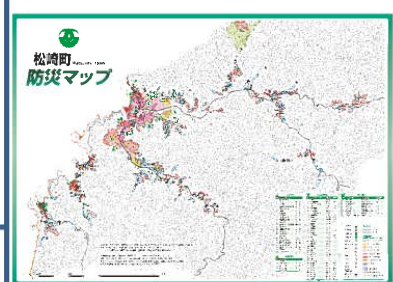
本町では、これまで次のような地震・津波対策に取り組んできた。

■ハード事業（施設整備）

- ・防災行政無線の整備（デジタル化）（令和元年度整備）
- ・津波避難タワーの整備（西区）（平成27年度整備）
- ・津波避難ビルの指定のための改修への補助
（NTTビル（平成27年度）、静岡銀行（平成30年度））
- ・避難路の整備（街灯整備を含む）
- ・橋梁の耐震補強工事
- ・漁港海岸水門・陸閘の整備（第3次被害想定） など

■ソフト事業

- ・津波浸水避難シミュレーションの作成（平成28年3月）
- ・防災マップの配付（平成27年3月）
- ・9月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練、3月の津波避難訓練の実施
- ・木造住宅の耐震診断、補強計画、耐震補強工事の補助
- ・ブロック塀の撤去や改修に対する補助
- ・災害支援協定の締結
- ・自主防災会の防災資機材整備の補助金の交付
- ・津波避難関連看板の整備（海拔表示、避難誘導等）
- ・津波避難誘導灯の整備（ソーラー照明、蓄電池内臓型LED防犯灯）
- ・救命胴衣購入に対する補助
- ・家庭内家具等固定推進事業
- ・地籍調査事業 など



※平成 28 年 3 月 松崎町津波避難計画策定

(H27.10~12 月 津波避難を考えるワークショップの実施 各地区 2 回)

※平成 30 年 10 月 松崎町松崎地区における津波対策の方針〈中間報告〉

(H27.9.29~H29.2.12 地区協議会 6 回開催)

※平成 29 年 12 月 松崎町三浦地区(岩地)における津波対策の方針〈中間報告〉

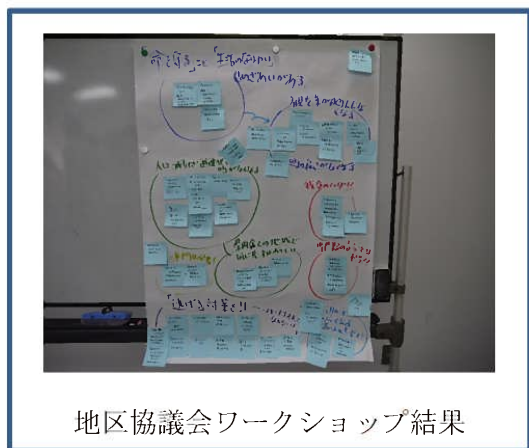
(H27.9.29~H28.6.13 地区協議会 4 回開催)

※平成 30 年 10 月 松崎町三浦地区(石部)における津波対策の方針〈中間報告〉

(H27.9.29~H28.1.19 地区協議会 4 回開催)

※平成 30 年 10 月 松崎町三浦地区(雲見)における津波対策の方針〈中間報告〉

(H27.9.29~H29.1.20 地区協議会 6 回開催)



第3章 津波防災地域づくり上の課題

第1節 津波の浸水深と想定される被害

(1) 対象とする地震・津波

本町では、静岡県が平成25年6月に公表した「静岡県第4次地震被害想定調査（第1次報告）」をもとに、本計画において、本町の予測による浸水想定区域を対象とする。想定する津波の概要は以下のとおりである。

第4次被害想定では表3-1に示すとおり、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いのそれぞれで発生する二つのレベルの地震・津波を想定している。

レベル2の地震・津波についても想定対象とした理由は、東日本大震災の教訓によるものである。これまでの地震被害想定は、過去数百年間に経験してきた地震・津波（レベル1の地震・津波）を再現することを基本に実施してきた。しかし、東日本大震災では従前の想定をはるかに超える甚大な被害が発生し、これまでの被害想定限界が露呈する形となった。こうしたことから、今後の地震被害想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波（レベル2の地震・津波）についても検討する必要があることが指摘されており、本想定はそれに沿うものである。また、本想定は、こうした最大クラスの地震・津波に対しては命を守ることを最優先に、あらゆる対応を検討する必要があることを示すものである。しかし、次に発生する地震・津波がレベル2になることを予測しているものではない。

▶想定の対象とした二つのレベルの地震・津波

| 区 分 | 内 容 |
|------------|---|
| レベル1の地震・津波 | 静岡県がこれまで地震想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波 |
| レベル2の地震・津波 | 内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波 |

表3-1 二つのレベルの地震・津波

▶本想定の対象とした地震・津波

| 区 分 | 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 | 相模トラフ沿いで発生する地震 |
|------------|---------------------------------|----------------|
| レベル1の地震・津波 | 東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 | 大正型関東地震 |
| レベル2の地震・津波 | 南海トラフ巨大地震 | 元禄型関東地震 |

| 区 分 | 想定対象地震 | 強震断層モデル |
|------------------|---------------------------------|---|
| | | 津波断層モデル |
| レベル 1 の 地震・津波 | 東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 | 内閣府（2012）南海トラフ巨大地震 ・基本ケース 中央防災会議（2003） ・東海地震モデル ・東海・東南海地震モデル ・東海・東南海・南海地震モデル |
| | 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル | 静岡県独自（2015） |
| レベル 2 の 地震・津波 | 南海トラフ巨大地震 | 内閣府（2012）南海トラフ巨大地震モデル ・基本ケース ・陸側ケース ・東側ケース 内閣府（2012）南海トラフ巨大地震モデル ・ケース① ・ケース⑥ ・ケース⑧ |
| | 上記ケースのうち最大波 | |

表 3-2 本想定の対象とした地震・津波

（2）津波による浸水想定区域

本町における松崎地区、岩地地区、石部地区、雲見地区における最大想定津波高及び到達時間は下記のとおりである。

①最大想定津波高

| 津波発生 箇所 | レベル 1 | | レベル 2 | |
|----------------|-------|-------|-------|-------|
| | 最大津波高 | 到達時間 | 最大津波高 | 到達時間 |
| 相模 トラフ沿い | 2 m | 9 8 分 | 6 m | 4 4 分 |
| 駿河・南海 トラフ沿い | 1 2 m | 4 分 | 1 6 m | 6 分 |

表 3-3 松崎町における最大想定津波高

②地区別・港別最大想定津波高

| 地区名 | | レベル 1 | レベル 2 |
|------|------|-------|-------|
| 松崎地区 | | 9 m | 1.4 m |
| 三浦地区 | 岩地漁港 | 1.1 m | 1.6 m |
| | 石部漁港 | 1.0 m | 1.5 m |
| | 雲見漁港 | 1.2 m | 1.6 m |
| 松崎町 | | 1.2 m | 1.6 m |

表 3-4 地区別・港別最大想定津波高

▶本町における津波浸水想定区域

静岡県 GIS

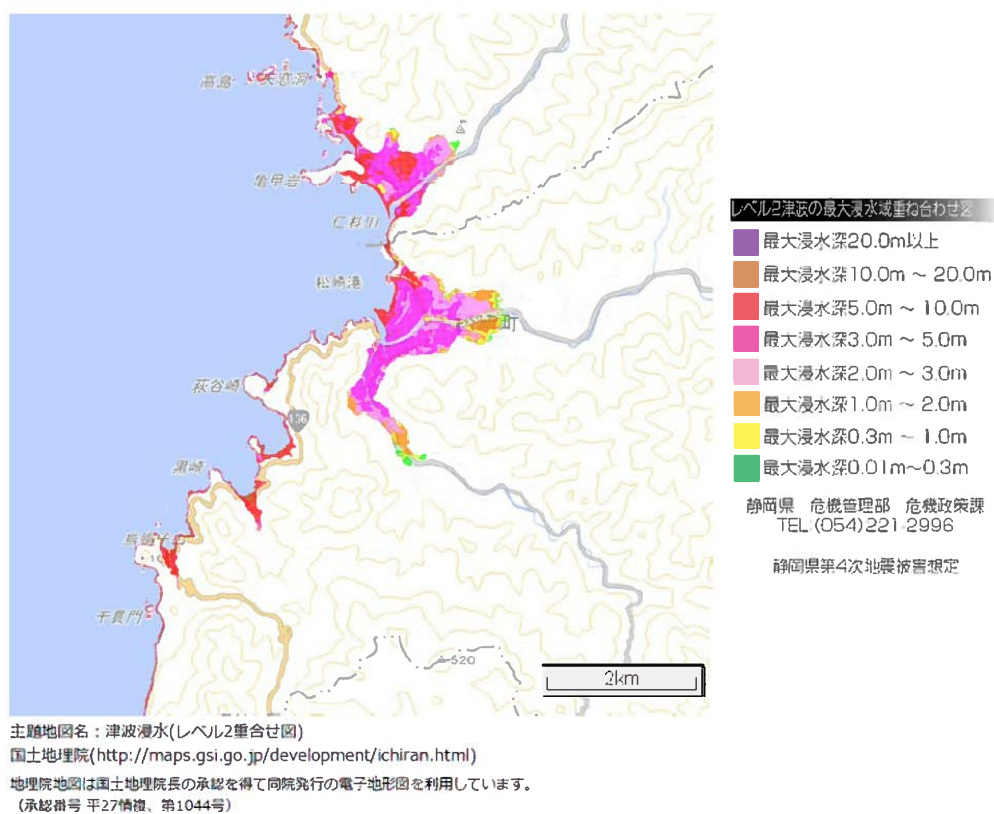


図 3-1 本町における津波浸水想定区域 (レベル2 重合せ図)

▶本町における津波到達時間

(単位：分 四捨五入)

| | 最短到達時間 | | | | | | |
|------|--------|-----|-----|-----|------|------|------|
| | +50 cm | +1m | +3m | +5m | +10m | +20m | 最大津波 |
| レベル1 | 3 | 4 | 4 | 4 | | | 7 |
| レベル2 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | | 6 |

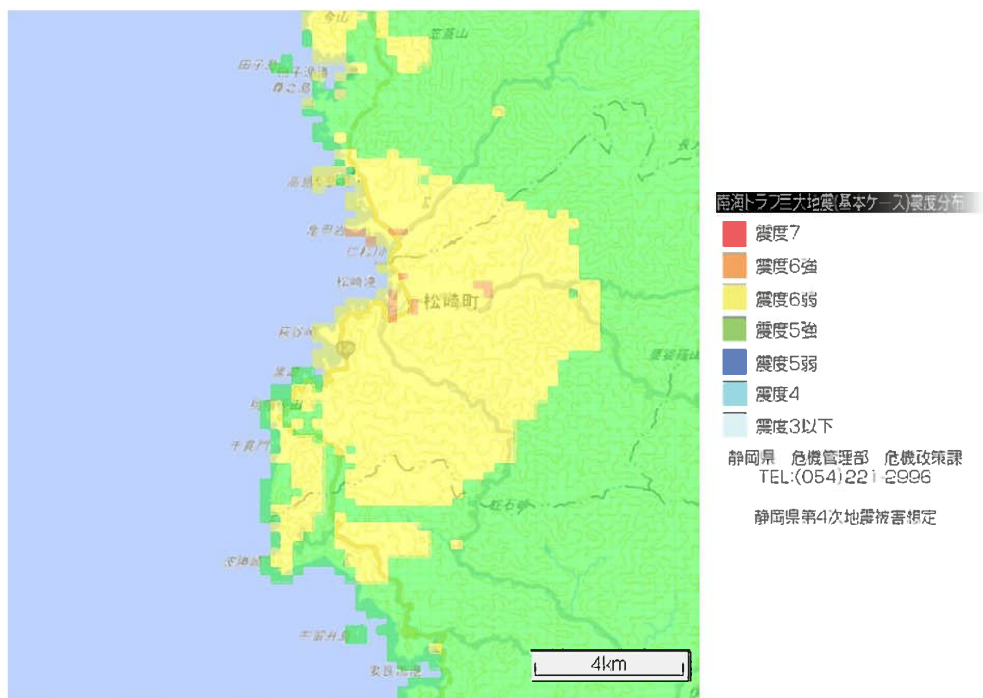
表3-5 本町における津波到達時間（静岡県第4次被害想定）

(3) その他の危険性

揺れにより最大震度6強が想定されるほか、液状化危険度が高い地域が沿岸部を中心にみられ、低地と台地との境界には急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区、地すべり危険箇所が指定されており、避難の支障となることが懸念される。

▶ 想定震度

静岡県GIS

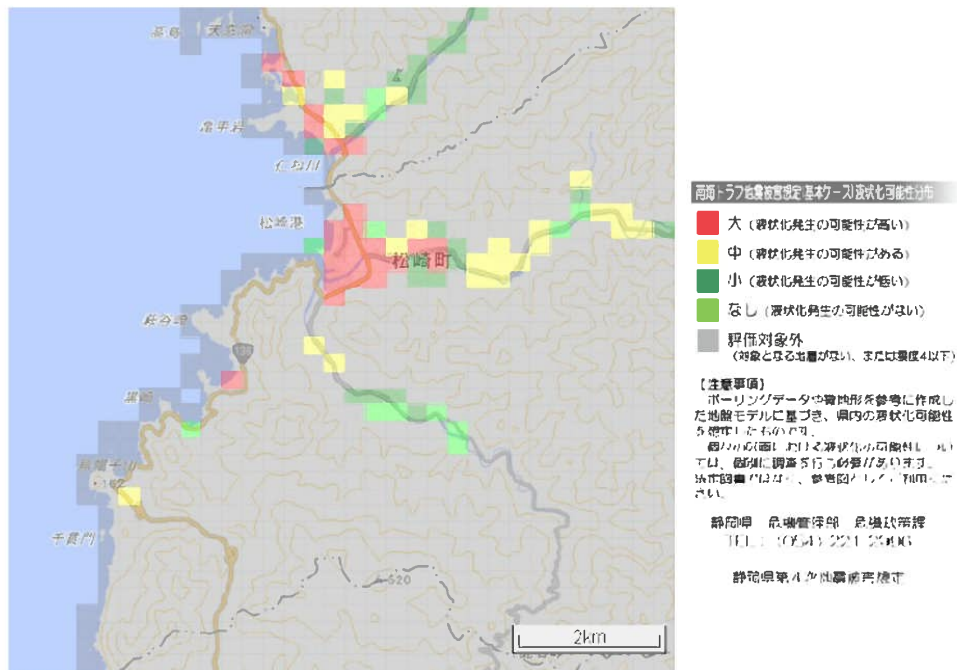


主観地図名：震度分布(南海トラフ基本)
国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
地理院地図は国土地理院長の承認を得て同院発行の電子地形図を利用しています。
(承認番号 平27情産、第1044号)

図3-2 本町における想定震度（南海トラフ基本）

▶ 液状化危険度

静岡県GIS



主観地図名：液状化(南海トラフ基本)
 国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)
 地理院地図は国土地理院長の承認を得て同院発行の電子地形図を利用しています。
 (承認番号 平27情保、第1044号)

図 3-3 本町における液状化（南海トラフ基本）

(4) 想定被害量

県予測調査によると、南海トラフの巨大地震等による本町の被害は下表のとおりである。

| | レベル 1 | レベル 2 |
|---|---------------------|---------------------|
| 最大震度 | 震度 6 強 | 震度 6 強 |
| 最大津波高 | 8m (平均 5m) | 16m (平均 12m) |
| 最短津波 到達時間 (津波高 50cm) | 3分 (最大津波 7分) | 4分 (最大津波 6分) |
| 浸水面積 (km ²) (浸水深 1cm 以上) | 1.4 km ² | 6.2 km ² |
| 液状化可能性面積 (km ²) | 3.2 km ² | 3.2 km ² |
| 建物全壊・焼失数 | 約 400 棟 | 約 1,700 棟 |
| 建物半壊数 | 約 1,300 棟 | 約 900 棟 |
| 犠牲者数 | 約 1,300 人 | 約 3,100 人 |
| 重傷者数 | 約 100 人 | 約 30 人 |
| 避難者数 | 3,057 人 | 5,433 人 |

表 3-6 静岡県第 4 次被害想定における本町の想定被害量

第2節 津波防災地域づくり上の課題

(1) 避難の困難性

本町では津波の到達時間が最短3分～4分、最大津波は6分～7分と短く、地震の揺れを感じているときから避難開始をする必要があり、特に高齢者、障がいのある人等の避難支援と早期避難が必要である。このため、水門・防潮堤の整備、改修等のハード対策や避難路、避難ビル、避難タワーや避難訓練等のソフト対策の検討が重要となってくる。また、津波の浸水のみならず、山・がけ崩れ及び家屋の倒壊や延焼火災の発生危険が予想され、避難困難地区が発生する可能性がある。

(2) 住宅等の建物被災の危険性

地震の揺れにより最大震度6強が想定され、建物が損傷したり、家具等が散乱したりすると、避難の妨げとなるおそれがある。

(3) 産業被災の危険性

災害後、主要道路、橋梁及び港湾、漁港の被災により、物流機能が支障を受けるおそれがある。

(4) 早期復旧・復興への支援

主要幹線道路での甚大な被害により孤立が想定されるため、松崎新港と道路啓開路線の道路を中心に早期復旧を図り、物流機能を回復することが重要である。

(5) 応急対策活動の困難性

がけ崩れの影響により、道路での甚大な被害により孤立が想定される。

(6) 自主防災組織・地域コミュニティによる支援の困難性

高齢化により在宅の要支援者が多く、また予想される津波の到達時間も短いことから自主防災組織での避難支援が困難な状況である。

(7) 要配慮者利用施設の避難の困難性

津波浸水想定区域内には、学校、福祉施設など多くの要配慮者利用施設がある。

(8) 来訪者（観光客等）の避難の困難性

観光客、海水浴客、釣り客など来訪者への津波に関する情報伝達や避難誘導等の対策が必要である。

第3節 地域別の課題

それぞれの地区における被害想定の特徴と津波防災地域づくり上の課題の洗い出しを行う。(H27 津波避難計画作成のワークショップ時の意見、「㊦」は住民ワークショップ時の意見)

(1) 松崎地区

- ・避難路が土砂崩れやブロック塀の倒壊により通行不能となる可能性が高い
- ・避難路沿いに蓄電池式の誘導灯の設置、夜間照明㊦、避難誘導看板㊦、海拔表示、浸水警報装置の整備が必要
- ・高齢者等の避難行動要支援者や子供たちに防災教育を通じて、避難の対応を考える必要がある㊦
- ・避難場所が近隣の避難ビル2カ所しかなく、避難路も狭い中学校に外階段の設置が必要㊦
- ・小学校の避難ビルは、小学生や住民が集中し混乱が予想されるため、非常階段の設置、防犯灯の設置が必要㊦
- ・避難場所の牛原山は、地震により崩壊する可能性がある
- ・国道近くの人が避難できないため、商工会・旧警察署付近に避難タワーの整備を検討してほしい
- ・防潮堤整備については、海岸付近の人の避難が難しいため整備してほしい
- ・健常者の避難が難しい状況の中、高齢者等の要支援者の避難が課題（事前に支援者を決めておく）→民生委員との連携する必要がある㊦
- ・浸水区域外に備蓄倉庫や防災資機材・食料品の整備が必要㊦
- ・家屋の倒壊により救助活動が困難となる㊦
- ・買い物等により浸水想定区域外から来た買い物客等、津波の知識が乏しい人への対応が必要
- ・なまこ壁通りや長八美術館、東海バス等の観光客の避難誘導體制、案内看板の設置が必要㊦
- ・橋梁の落下により避難ができなくなる可能性がある
- ・水門整備による弊害（洪水時の浸水）
- ・那賀川の津波の遡上による被害
- ・海岸に近く逃げる時間がない。水門、防潮堤の整備により逃げる時間を稼ぐ必要がある㊦
- ・水門、防潮堤の整備には、お金と時間がかかるため、避難タワーの整備（防寒対策の部屋も作る）を進める必要がある㊦
- ・防災訓練時に意識啓発、津波リスク、特色ある取り組み事例の共有、避難所運営訓練を実施する必要がある㊦
- ・避難カプセル（救命艇）、シェルターの設置を検討する必要がある㊦
- ・復興のための高台移転の検討、小学校の移転の検討する必要がある㊦

津波避難地図

松崎・宮内地区

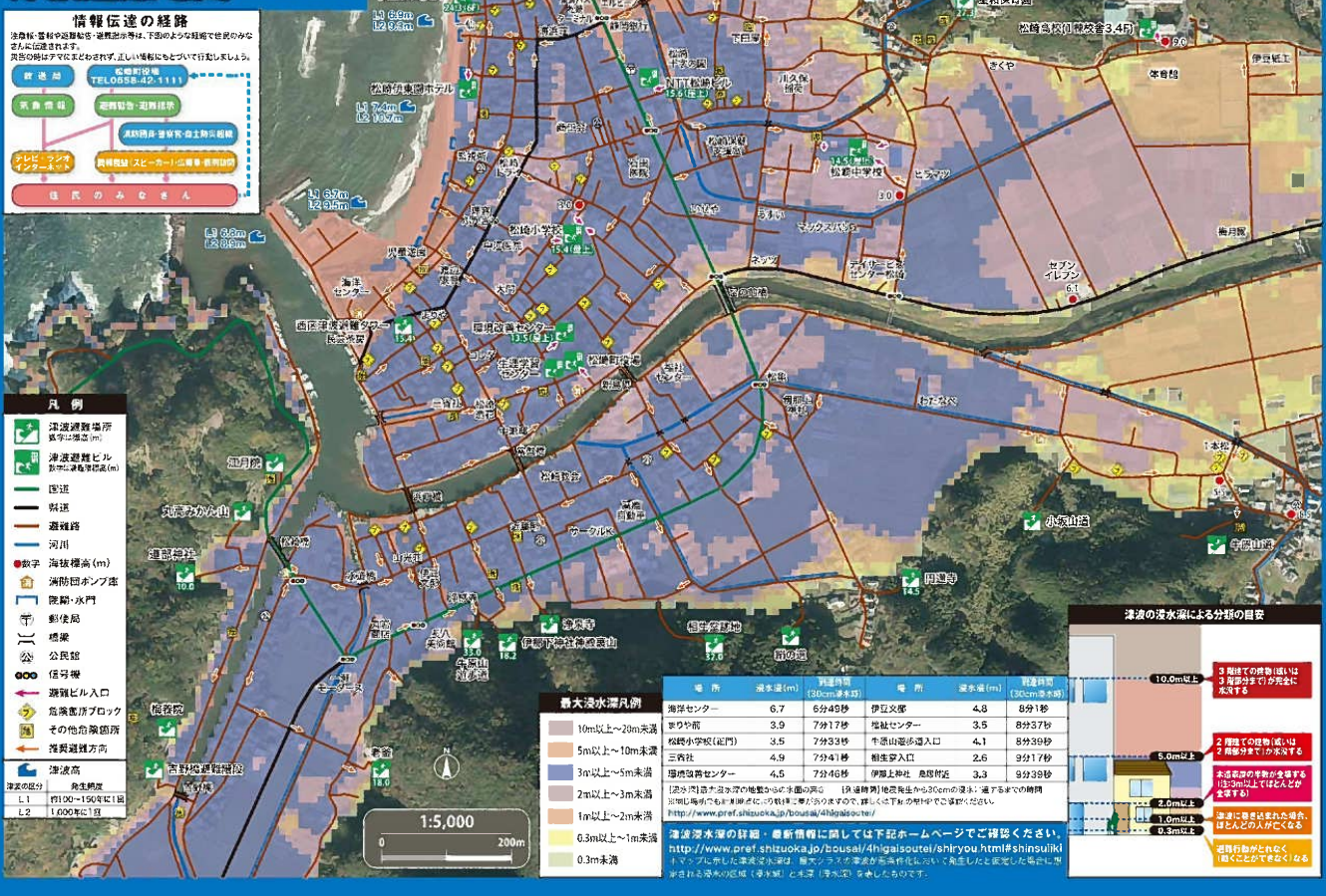


図3-4 松崎・宮内地区津波避難地図

津波避難地図

江奈地区

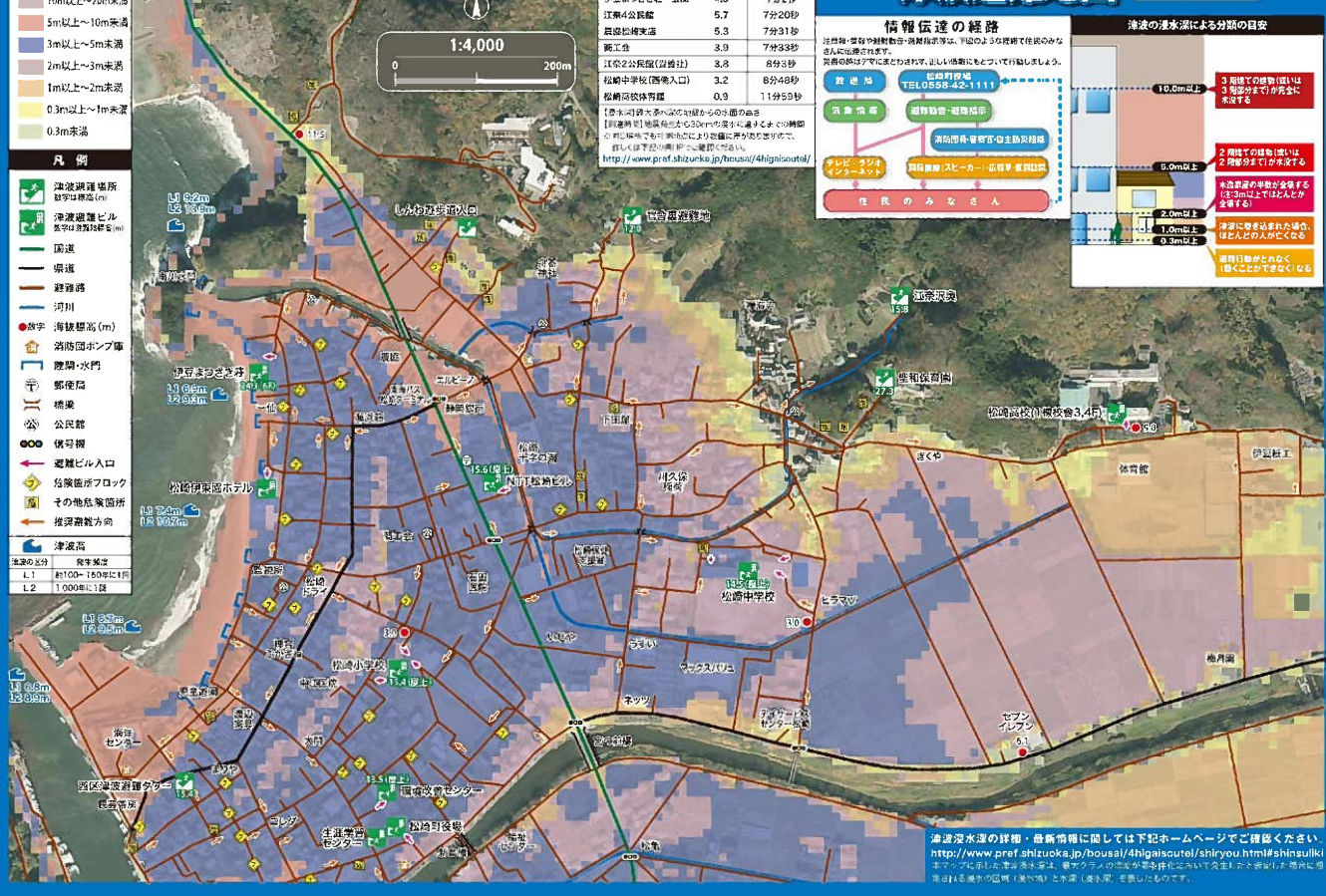


図3-5 江奈地区津波避難地図

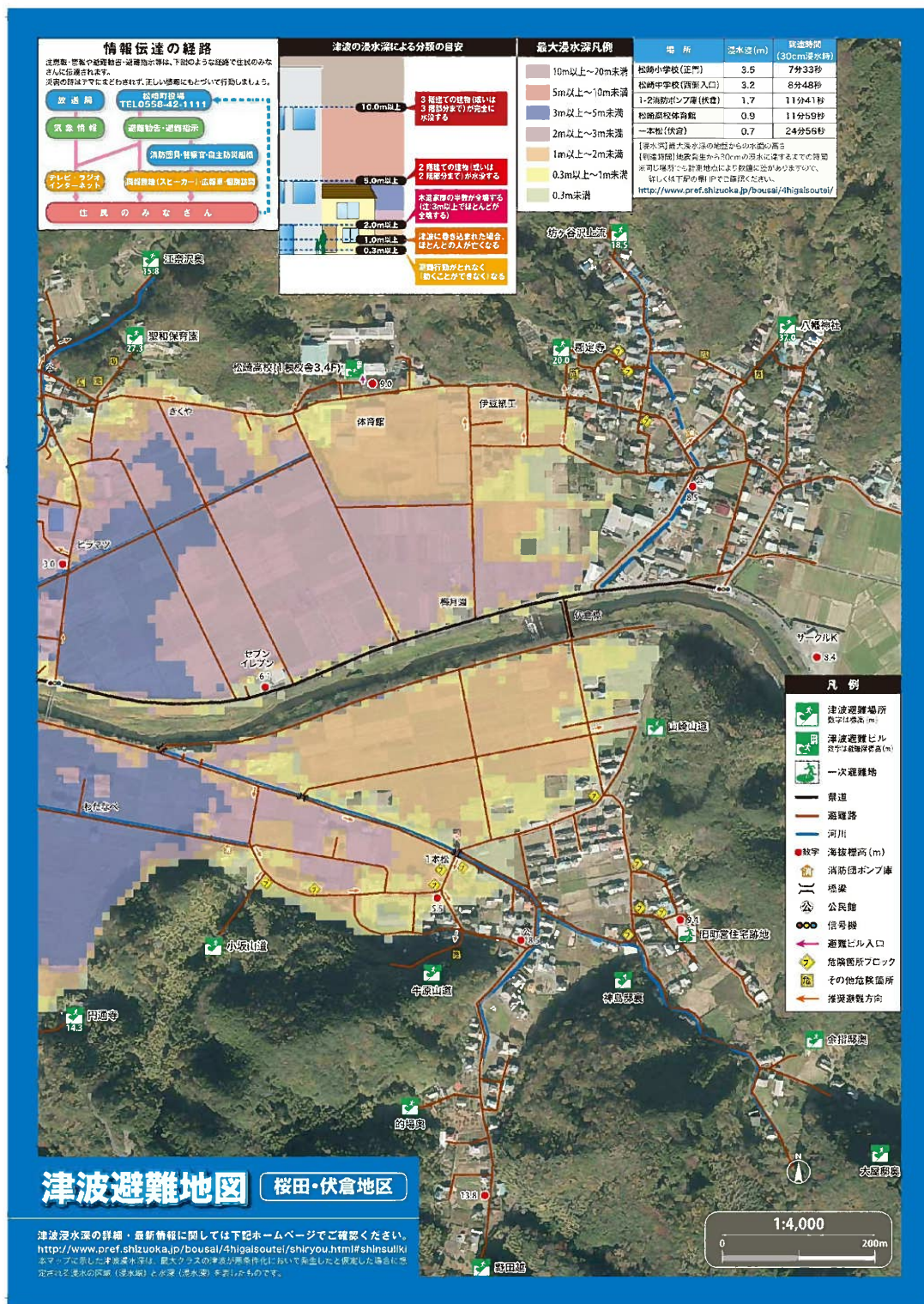


図 3-6 桜田・伏倉地区津波避難地図

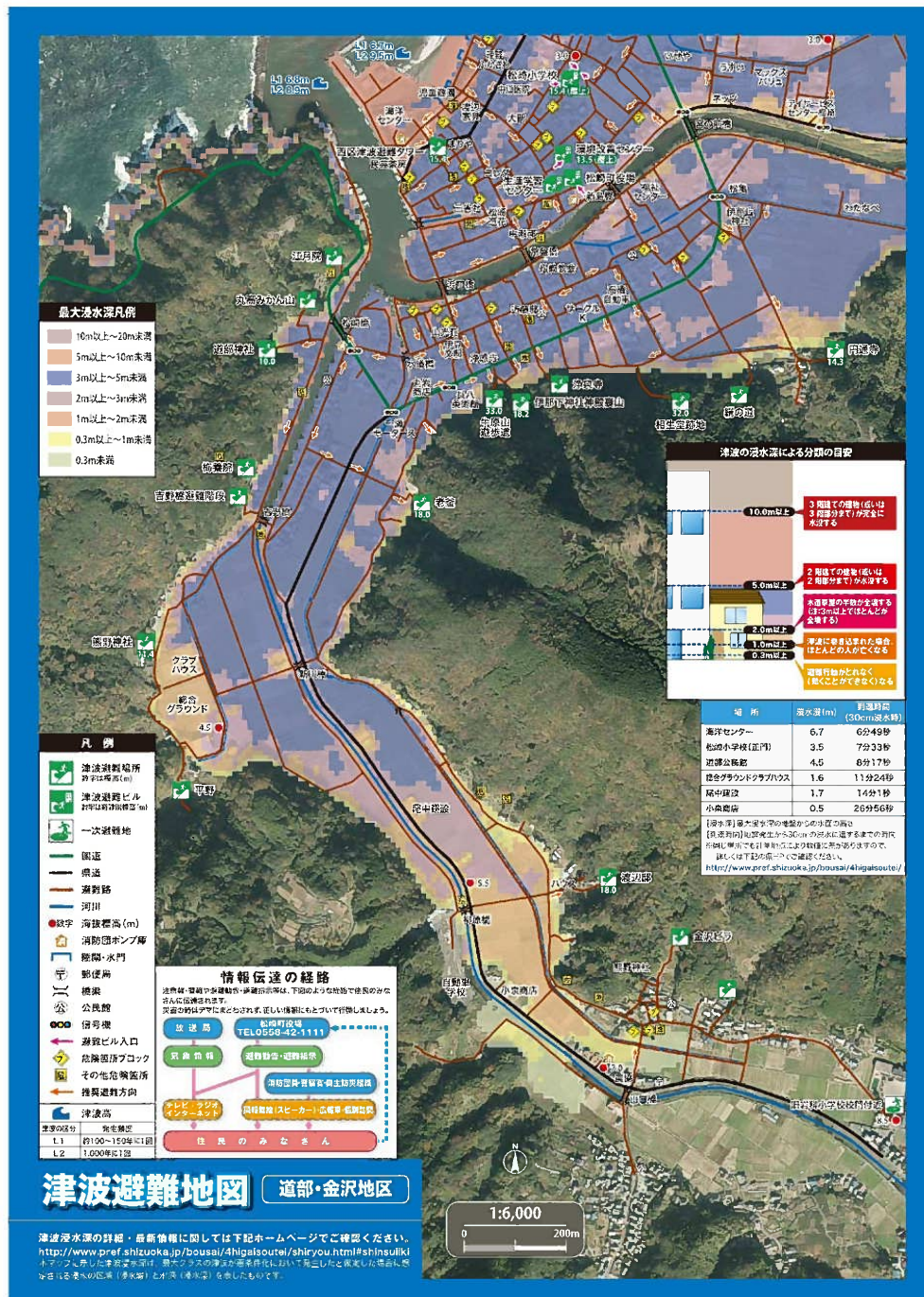


図3-7 道部地区津波避難地図

▶レベル1津波に対する松崎地区における津波浸水面積シミュレーション

| ケース | 全浸水面積 (m^2) | 水深2m浸水面積 (m^2) | 浸水面積削減率 (現状に対して) |
|----------------------------------|--------------------|-----------------------|---------------------|
| ・河川津波対策なし(現状) ・海岸堤防は破堤する | 860,800 | 158,500 | — |
| ・堤防の強度を上げる (T. P. +6.0m) | 597,000 | 32,200 | 35%削減 |
| ・水門を設置する (T. P. +6.0m) | 339,300 | 20,900 | 60%削減 |
| ・水門設置、堤防を嵩上げする (T. P. +7.5m) | 67,300 | 18,600 | 90%削減 |
| ・水門設置、堤防を嵩上げする (T. P. +11.0m) | 0 | 0 | 100%削減 |

表3-7 松崎地区における津波浸水面積シミュレーション

(2) 岩地地区

- ・地震による道路の崩壊、石垣の倒壊しそうな箇所が多数ある㊦
- ・崩れそうな石垣やブロックがたくさんある㊦
- ・使われていない遊歩道・赤線があるが、いざという時避難路として利用できる（整備が必要）㊦
- ・避難路が狭く、家も密集しているため通行不能となる可能性がある
- ・観光客の避難誘導、看板表示の整備㊦、陸間の地図表示の必要がある
- ・津波の到達地点が分かるように表示する必要がある
- ・要支援者の情報を共有する必要がある㊦
- ・空き家対策（倒壊による避難路封鎖の恐れ）㊦

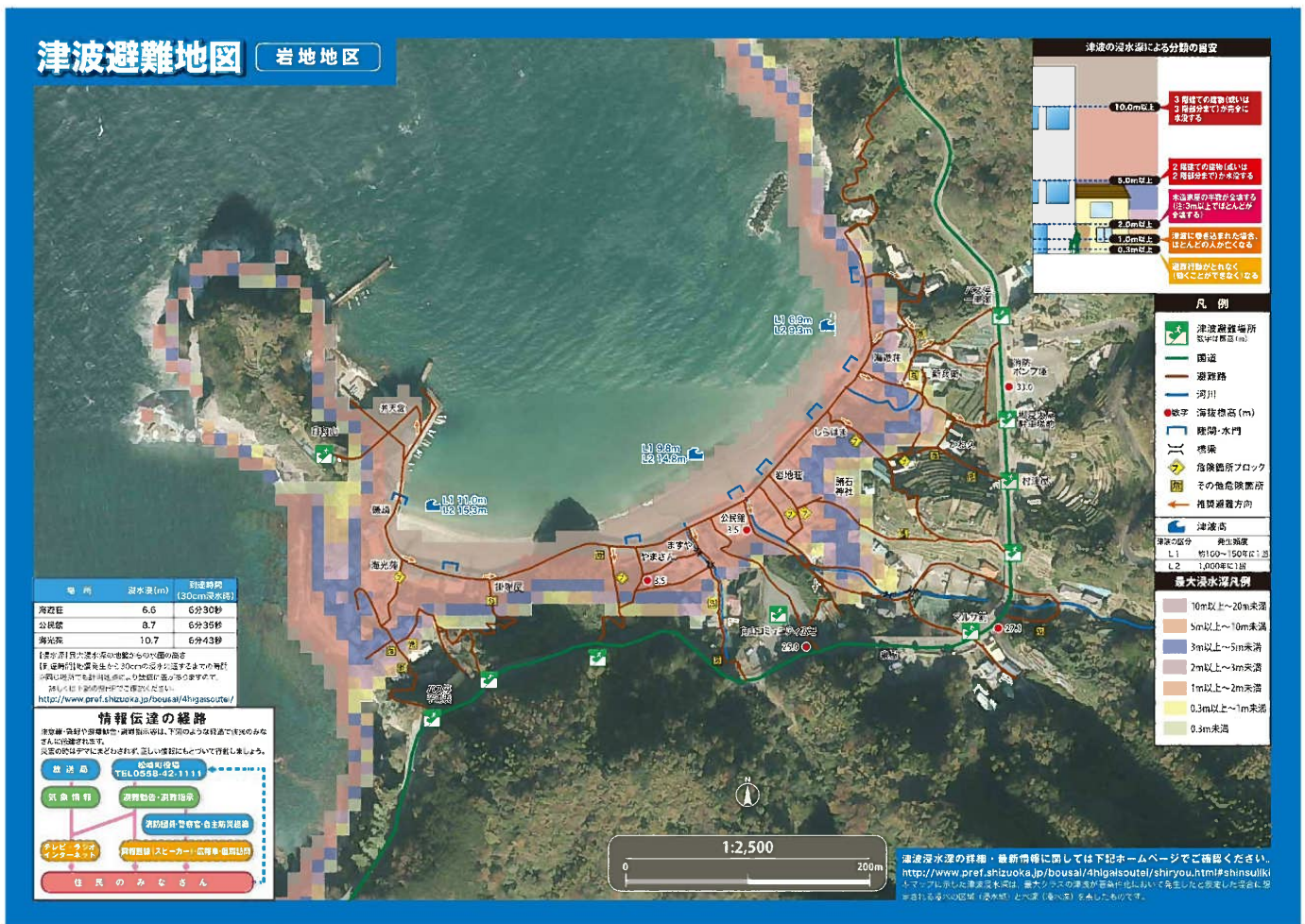


図3-8 岩地地区津波避難地図

(3) 石部地区

- ・避難路の閉鎖による避難困難地区の発生 → 避難タワーを整備する必要㊦
- ・高齢者が避難しやすいように、避難用のスロープや手すりの設置を検討する必要がある㊦
- ・避難路にブロック塀が多く、倒壊により避難が困難になる可能性が高い㊦
- ・避難場所に海拔表示をする必要がある
- ・避難場所としてよい場所でも、山崩れが心配な箇所がある→裏山の崩落対策㊦
- ・木の橋近くに1人で避難できない方が4軒(5名)いる
- ・津波避難場所が決まっていないため、避難誘導看板が設置できていない
- ・同報無線の聞こえが悪い、操作ができる人が少ない㊦

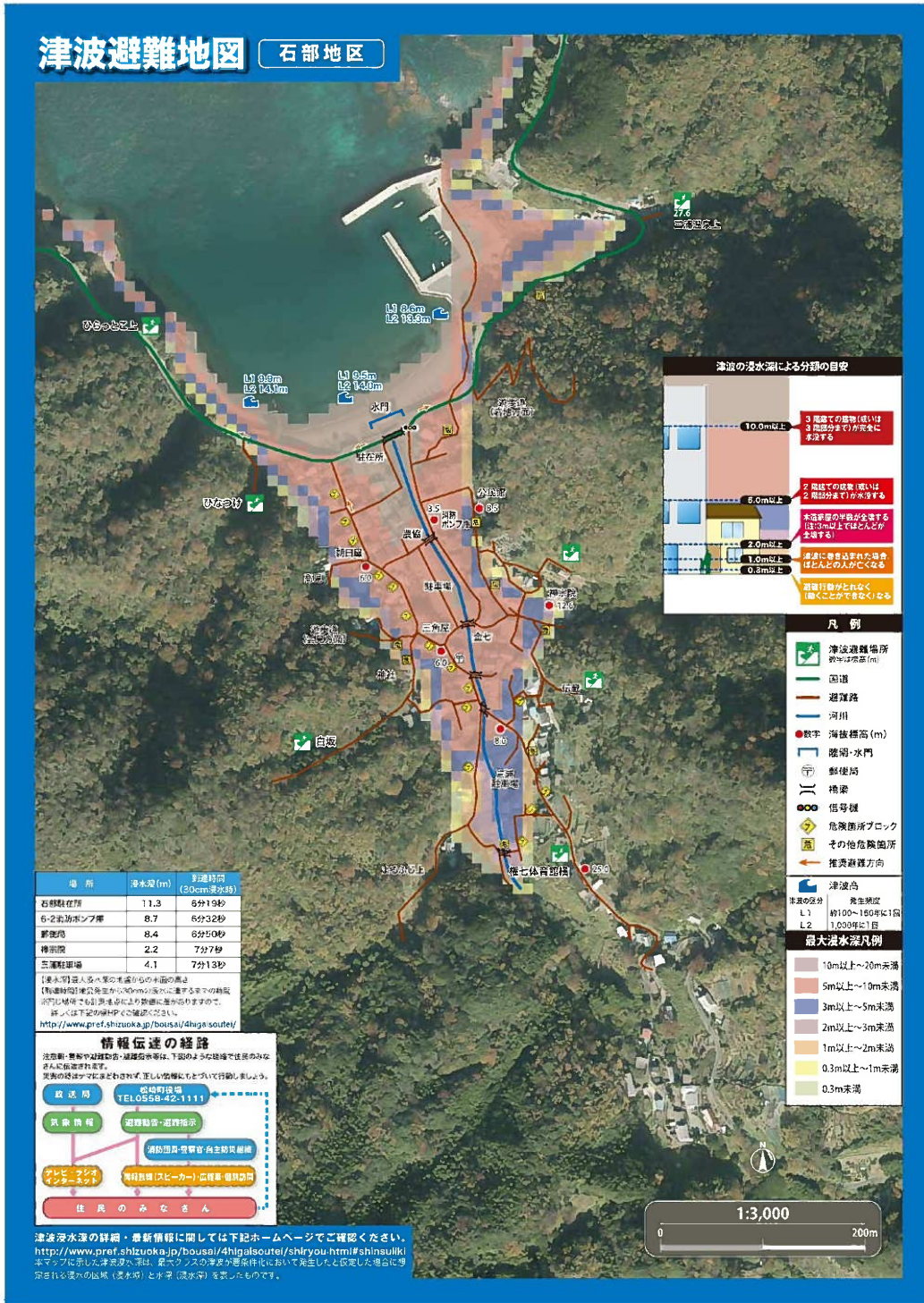


図 3-9 石部地区津波避難地図

(4) 雲見地区

- ・避難経路の川沿いの道は、津波が遡上する可能性がある㊶
- ・避難経路を短くするため、山への避難を検討する必要がある。赤線が整備されていない。㊶
- ・ブロック塀や家屋の倒壊等、危険な個所が多い㊶
- ・建物や電柱への津波高さの表示をする必要がある
- ・誘導灯や夜間の照明の設置が必要
- ・観光客が多いため、案内(誘導)看板や海拔表示を増やす必要がある
- ・高齢者対策として、避難路に手すりを設置する必要がある㊶

- ・避難行動要支援者の把握をする必要がある
- ・世界でいちばん富士山がきれいに見えるまち宣言をしているため、防潮堤等の整備については、配慮が必要
- ・国道の雲見大橋の落下が心配。その瓦礫が地区に散乱するのでは
- ・空き家対策（倒壊による避難路封鎖の恐れ）㊦
- ・同報無線の聞こえが悪い、操作ができる人が少ない㊦
- ・防潮堤の嵩上げ（1.5mの嵩上げ）が必要㊦
- ・津波浸水区域外に地区防災センター（公民館）の建設、観光客の避難対策が必要㊦

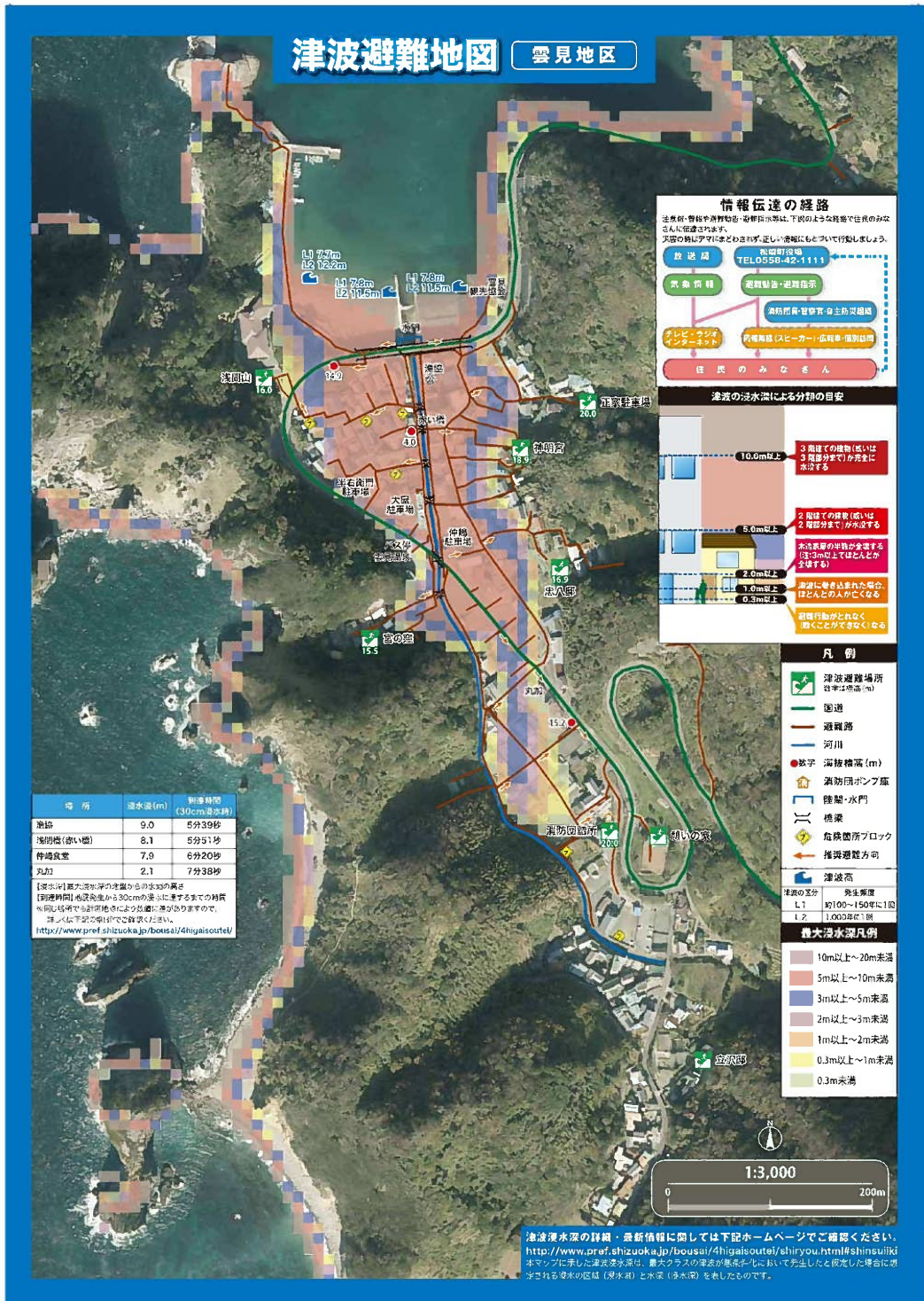


図3-10 雲見地区津波避難地図

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

(1) 本町の基本方針

本計画の理念として、「第5次松崎町総合計画」のまちづくりの基本理念である「1 松崎町全体が一体となって進めるまちづくり、2 安全・安心に暮らせるまちづくり、3 松崎町の資源を活用するまちづくり」を踏まえ、以下のとおり設定することとする。

理念

やすらぎのあるまちづくりを目指して、平常時の地域でのつながりを強めて緊急時に助け合える関係性を築くとともに、松崎町の防災・減災体制を強化し、『**「安全・安心」の住みよいまちづくり**』を推進する。

「日本で最も美しい村」連合に加盟し、豊かな自然や文化など地域資源を活かしたまちづくりを進める当町では、景観・産業・生活に配慮したまちづくりと住民の生命・財産を守る津波防災対策とのバランスを考慮した、地域にあった津波対策を検討する必要がある。

このため、発生頻度が比較的高い地震・津波（レベル1）で想定される津波に対しては、観光業を中心とする当地域の特性に鑑み、レベル1より低い高さの堤防を当面の整備目標とし、ハード施設の整備を進めることとするが、併せて、ソフト対策を充実させることにより防災・減災対策を推進する。

また、最大クラスの地震・津波（レベル2）に対しては、様々なソフト対策を組み合わせさらに充実させることにより、津波防災地域づくりを進め、確実な津波警戒避難体制を構築するものとする。

(2) 津波防災地域づくりの基本方針

①ソフト対策の充実による円滑な避難の確保（基本方針1）

本町は、最大クラス（レベル2）津波に対し、住民や観光客の迅速かつ主体的な避難を最重要な対策と位置付け、本町の津波避難計画に基づく避難を後押しするソフト対策を充実させ推進する。

現在、実施している津波対策事業を継続して行うが、確実に避難できる環境整備が求められることから、避難経路を確保する環境整備に重点を置きつつ、レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや人工高台（津波避難マウント）の設置、避難路の整備等により避難

困難エリアの解消に努める。

具体的には、以下の取組方針の下、施策を講ずる。

【情報伝達】（取組方針1）

町は、大津波警報、津波警報、津波注意報等が発表された場合、防災行政無線や防災メール等により住民等に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

<住民ワークショップでの意見>

- ・防災行政無線の難聴地区の解消

【安全な避難路・避難経路の確保】（取組方針2）

町内の浸水想定区域となっている市街地は、住宅が密集しているため狭い路地や老朽化したブロック塀が多くあり、家屋やブロック塀等の倒壊による避難路閉塞が懸念される。また、老朽化した橋梁の落橋を懸念する住民の声も多い。このため、避難経路を確保するため、建物の耐震化（耐震診断及び耐震補強に対する補助制度、新增改築等による耐震化の促進）、ブロック塀の撤去・改善、橋梁の耐震化等による避難路の環境整備を図るとともに、老朽化した空家対策についても検討する。

住宅の耐震化及び家具の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策等により、家の中から家の外に避難できるよう住宅内の避難環境整備も促進する。

<住民ワークショップで出た意見>

- 安全な避難路の整備（手すりの設置、段差の解消等含む）
 - ・南区避難所（伊那下神社牛原山登り口）に手すり、避難ライトを設置
- ブロック塀の撤去・改善・耐震補強、石垣・倒木への対策
- 空家対策の強化（倒壊する可能性のある空家への対策）
 - ・空家等対策計画の策定（特定空家の代執行による除去）

<推進協議会での意見>

- 路地が狭く、建物やブロック塀の倒壊で避難路が塞がれ、避難タワーまで避難できない。逃げる場所を多く設置する必要がある。
- 子供の通学路の安全対策を進めてほしい。

【避難誘導】（取組方針3）

要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、津波避難施設、避難路等の指定を行い、避難誘導体制の整備を図る。

迅速な避難を図るため、津波危険予想地域、海拔、避難地、津波避難施設、避難路、避難方向、避難先までの距離、海岸からの距離等を表示した分かりやすい案内板を設置する。また、夜間停電時の避難のため蓄光材や太陽光電池を活用した案内表示や標識灯を整備する。

また、津波避難において要支援者となりうる者の避難対策を定めるにあたっては、情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者等の避難対策に留意するとともに、あらかじめ町と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制及び具体的な避難支援計画を確立しておくことが重要である。

<住民ワークショップの意見>

○避難所、避難誘導、海拔高さ等の看板設置

- ・主な交差点、橋等に避難誘導看板を設置、避難所に点滅灯の設置

○夜間照明（バッテリー付）の整備など夜間避難環境の整備

- ・松崎小学校内に避難用の照明を設置

○観光客、釣り客、海水浴客にも配慮した分かりやすい情報伝達、避難誘導

- ・宿泊施設、観光施設に避難経路・案内看板を設置

<推進協議会での意見>

○避難路整備は以前から協議しているが、実行されていない。早く実施する必要あり。ハード整備は時間がかかるので、できることから実行してほしい。目に見える整備も必要であり、何も進んでいかないと気持ちも下がってしまう。

【安全な避難空間の確保】（取組方針4）

津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるよう安全な避難空間の確保を図る。

避難地（屋内施設含む）・津波避難施設の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するように努める。また、津波による浸水のおそれがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さ避難者を受け入れる部分が配置され、かつその部分までの避難上有効な階段そ

の他の経路を備えた施設等を整備するものとする。

避難困難地区への対策として、津波避難タワーや人工高台（津波避難マウント）の整備、津波避難ビルの指定を進める。また、他自治体で導入事例のある救命艇の整備についても検討する。

<住民ワークショップの意見>

- 津波避難場所に食料、電源の確保やシェルター等の設置
 - ・江奈3・4区は、まつぎき荘に備蓄食料を整備する
- 津波避難タワーの整備（防寒対策のできる部屋の整備）
 - ・商工会付近、宮内公民館付近、道部中島新屋敷、旧児童館に建設
 - ・石部公民館の屋上への外階段の設置、(耐震性なければ) 避難タワーの建設
 - ・避難タワーと救命艇を併設する
- 松崎小学校（津波避難ビル）の屋上への避難路の改善
- 津波避難場所の急傾斜地・土砂崩れ対策
- 小学生分のライフジャケットを配備
- 救命艇（50人規模の大きいもの）を各地区へ整備、普段は休憩施設・集会施設など多目的な施設として活用する

<推進協議会での意見>

- 避難タワーの数が少ない。もっと増設する必要がある。
- 浸水区域外の公共用地に大きな倉庫を建て、浸水区域内の地区の分の備蓄食料を備える。
- 現在の避難所となっている施設は使用されていなく設備が悪いため、避難所を目的とした建物を建設し、平常時には会議など違う形で使用して、いざという時に避難所として利用できるようにしておく。
- 工事の発生土を活用し、避難タワー代わりに命山の整備に使えないか検討してほしい。

②地域の特性に配慮した津波防護ラインの構築（基本方針2）

観光業を中心とする当町において津波対策施設の整備を実施するにあたっては、地域の特性に配慮した構造、外観とする。

【津波防護強化対策】（取組方針1）

水門や防潮堤等の津波防護強化対策は、地震発生から河川への遡上防止や避難時間の確保に有効な対策であることから、平成24年度的那賀川水系河口周辺治水対策委員会からの答申も踏まえ、津波対策施設の整備を推進する。

海岸保全施設の整備については、既設の防潮堤は、津波の襲来時には倒壊の恐れがあるため、粘り強い構造に改良する。防護ラインについては、住宅地等が接近しているため、現在の防護ラインとする。

<住民ワークショップの意見>

○那賀川水門の整備

- ・水門、防潮堤の速やかな整備
- ・洪水対策を考慮した水門整備

○防潮堤の粘り強い構造への改良・嵩上げ

○石部・雲見地区の水門・防潮堤の嵩上げ

○防災と観光・生活の調和した施設整備

<推進協議会での意見>

○松崎地区の水門建設は反対。日本で最も美しい村の景観が無くなり、自然を楽しみ来町する観光客が来なくなる。洪水時には大変なことになる。水門がないから津波から命が助からないとはかぎらない。

○水門整備は時間がかかるが、早く手をあげないとそれも進まなくなる。

○水門を設置した場合、松崎海岸にどのような影響が出るか調査をしてほしい。

○水門を新しい観光の一部として取り入れる方法もある。

○海が松崎の観光資源となっているので、海といかに共存していくか、この協議会で議論を進めてもらいたい。

○負担金（漁港海岸）をなくしてほしい。

＜地区ごとの取組方針＞

- ・ **松崎地区**：静岡県（那賀川河川海岸管理者及び松崎港海岸管理者）は、松崎地区において津波対策施設の整備を実施することとし、整備にあたっては、観光業を中心とする当地区の特性に配慮した構造、外観とする。
レベル1 必要堤防高は、T.P. +11.0m ではあるが、当地区の景観等に配慮し、T.P. +7.5m の高さで当面整備を行う。
- ・ **岩地地区**：現況地盤高及び既存施設の高さが必要堤防高を満足していないが、観光産業を中心とする当地区の特性に鑑み、津波を防ぐための防潮堤等の新たな施設整備や既存施設の嵩上げは行わない。
- ・ **石部地区**：松崎町（石部漁港海岸管理者）は、石部地区において津波対策施設の整備を実施することとし、整備にあたっては、観光業を中心とする当地区の特性に配慮した構造、外観とする。
レベル1 必要堤防高は、T.P. +12.5m ではあるが、当地区の景観等に配慮し、T.P. +10.0m の高さで当面整備を行う。
- ・ **雲見地区**：松崎町（雲見漁港海岸管理者）は、雲見地区において津波対策施設の整備を実施することとし、整備にあたっては、観光業を中心とする当地区の特性に配慮した構造、外観とする。
レベル1 必要堤防高は、T.P. +10.0m ではあるが、当地区の景観等に配慮し、T.P. +8.0m の高さで当面整備を行う。

③津波への備え・意識啓発（基本方針3）

東日本大震災等では、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しいこと、行政自身が被災して機能が麻痺するような場合がある等、公助の限界が認識された。

このため、地域の防災力の向上を目指して、防災意識の向上とともに、自助・共助の取り組みを充実させる。

さらに、津波避難に関する意識啓発を行い、防潮堤が整備されている場合であっても、あらゆる可能性を考慮し、最悪の状態を想定して要避難者の避難について対策を推進する。

【事前の備え】（取組方針1）

津波発生時に円滑な避難を実施するため、津波避難計画の策定や津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定などを行い、津波災害についての周知と津波避難に対する意識の高揚を図る。

要配慮者の避難対策については、情報伝達・避難の方法・避難行動の援助など施設管理者や自主防災組織等と協力し、避難支援体制の確立を図る。

<住民ワークショップの意見>

- 重度障害者やひとり暮らし高齢者など避難行動要支援者対策の検討
(避難支援者の事前の確保、避難をあきらめさせないなど意識の高揚)
- 避難行動要支援者名簿の活用(自主防や民生委員との連携)
 - ・事前避難が必要となった場合は、周りの人が避難を支援する
- 津波浸水区域外への地区防災倉庫の整備(食料品の確保等)
- 津波避難カプセル(救命艇)の普及
- 避難後の生活スペースを確保するため、高台にある住居(民宿等)と利用契約を締結

【意識啓発】(取組方針2)

様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発するなど、地域の実情に応じた防災教育を継続的かつ計画的に実施し、津波災害と防災に関する町民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及を図る。

また、津波避難訓練等の実施にあたっては、取り組み事例の共有やPDCAサイクルによる確認を行い、多くの住民が参加しやすいよう工夫する。

<住民ワークショップの意見>

- 防災教育の実施(地域の実情に応じた教育の継続的かつ計画的な実施)
- 津波避難訓練の実施(住民参加への工夫・取り組み事例の共有、夜間訓練の実施)
 - ・小・中・高校生など子どもたちと一緒に訓練を実施し、訓練を習慣づける
- 住民説明会の開催(津波リスクの周知、津波に関する情報提供)
 - ・海のある地区、ない地区にこだわらず、防災意識の高揚を図る
- 避難所運営訓練(HUG)の実施

<推進協議会での意見>

- 普段から訓練を実施し、日ごろから逃げる感覚を養っておくべき
- 子供の命を守るため、防災意識の啓発の教育を進めていきたい。

④災害に強いまちづくり（基本方針4）

【防災力の向上・都市機能の確保】（取組方針1）

道路を中心に、航路・空路も活用しながら、防災拠点をつなぐ災害に強いネットワーク整備を推進し、都市基盤の所要の防災力を高め、災害時の都市機能を確保する。

また、自主防災組織の防災力向上のため、地域活動の活性化を図るとともに、自助・共助による安全の確保を基本とし、自らの地域を自分たちの協力で守る意識を高め、地区防災計画の作成を指導し、各地区の連携を図るなど地域で支え合う体制作りや地域コミュニティ活動の活性化等に取り組む。

<住民ワークショップの意見>

- 公民館を地区防災センターとして活用
- ハードとソフトを合わせて津波に強いまちづくりを推進する
- 防災士の活用。防災士を増やす。

<推進協議会での意見>

- 浸水区域内と区域外の地区がお互いに協力できるような体制をつくる必要がある。
- 海の災害もあるが山津波の災害もあるので、偏らないようにした方が良い。

⑤速やかな復旧・復興（基本方針5）

【円滑な復興への備え】（取組方針1）

被災から迅速な復旧・復興を行うためには、発災前の段階において、復旧や復興にかかわる様々な計画を検討し、円滑に復興するための準備を行う。

また、原状復旧ではなく復興事業によって発災後のまちの姿を示す計画（事前復興計画）について、人口減少社会を踏まえた持続可能なまちづくりを施策の基本的な考え方とし、地域の実情に応じた町の将来像を取りまとめることを検討する。

<住民ワークショップの意見>

- 学校、福祉施設などの高台移転の検討
 - ・小中一貫校として鮎川地区へ移転、もしくは小中高一貫校として松崎高校へ移転

【基本方針整理表】

| 基本方針 | 取組方針 | 取組施策 |
|----------------------------|--|---|
| 1 ソフト対策の充実による 円滑な避難の確保 | ①情報伝達 ②安全な避難路・避難 経路の確保 ③避難誘導 ④安全な避難空間の確保 | ・防災行政無線の整備等 ・建物の耐震化、ブロック塀 の撤去・改善等 ・避難誘導等看板の整備等 ・津波避難タワーの設置等 |
| 2 地域の特性に配慮した 津波防護ラインの構築 | ①津波防護強化対策 | ・津波対策施設の整備 (水門や防潮堤など) |
| 3 津波への備え・意識啓発 | ①事前の備え ②意識啓発 | ・避難行動要支援者対策等 ・防災教育、避難訓練等 |
| 4 災害に強いまちづくり | ①防災力の向上・都市 機能の確保 | ・広域ネットワークの確保 ・地域コミュニティの強化等 |
| 5 速やかな復旧・復興 | ①円滑な復興への備え | ・事前復興計画の策定等 |

表 4-1 基本方針整理表

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

第1節 土地利用

良好な景観や調和のとれた土地の利用は、松崎町全体のイメージを向上させ、町民のまちへの愛着の育成にもつながるとともに、町民の健康づくりや憩い、交流の場、災害時の避難場所や防災空間としても重要な役割を担っている。

町国土利用計画の基本方針に基づき、公共福祉を優先させ、かけがえのない自然、文化財の保護を図りながら、町民の健康で文化的な生活環境の確保、調和のある住みよい地域社会の創造に努める。また、大規模な土地開発に関しては、土地利用事業等の適正化に関する指導要綱に基づき、土地利用対策委員会と連携しながら土地利用の適正化を進める。また、農業振興地域の見直しを行い、優良農地を確保するなど、土地利用のゾーニングを図る。

個性的で魅力あふれる景観づくりを行政、町民が一体となって推進する。また、文化的建造物やなまこ壁などの美しい街並みとのバランスも考えた景観づくりを進める。

土地利用については、津波浸水想定を踏まえつつ、沿岸地区の土地利用状況や社会情勢の変化を考慮し、総合計画等で示す土地利用の方針に反映させた上で、安心安全な町民生活の実現に向けた地域づくりを進める。

今後、津波防災地域づくりに十分配慮した都市計画やマスタープランの策定等を検討していく。

(土地利用 地域別の概要より)

| 地区名 | 方針 |
|------|--|
| 松崎地区 | <p>『ふるさと観光の街歩きを中心としたまちづくり』</p> <p>この地域は、二級河川的那賀川及び岩科川の下流域に位置し、両河川により形成された平坦地が広がり、古くから産業・経済・文化の中心として発展してきた。既成市街地は、海岸沿いに古くから自然な形で形成されてきたため、住宅等の密集度が高く、市街地は国道をはじめとした幹線道路周辺に広がりつつある。</p> <p>今後、既成市街地の整備と同時に、市街地が進行すると想定される地域の計画的整備を図る。そのため既成市街地については、道路、公園、下水道等の基盤整備を図るとともに、市街地機能の向上に努め、中心市街地及び開発が予想される市街地周辺を中心市街地ゾーンとして位置づける。そして、商店街整備や都市機能の集積を促し、拠点機能の強化を目指す。</p> <p>新たな市街地形成にあたっては、地盤の軟弱な地域の安全性を確保し、農業振興地域整備計画との調整のもと、未利用地の積極的な</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| | <p>転換や生活環境基盤の整備に努め、秩序ある市街地の形成を図る。</p> <p>なお、整備にあたっては、ふるさと観光の街歩きを中心地として、景観や歴史的文化を大切に環境づくりに努める。</p> <p>一方、優良農用地の保全・確保と高度利用を図り、森林については、緑豊かな観光と景観の維持・保全に努めつつ、レクリエーション施設の整備等を含めた総合的な利用を図る。海岸部については、海水浴場として自然景観の保全に努めるとともに、海の玄関口としての松崎新港の港湾機能を強化し、交通拠点としての活用を図り、市街地等と一体になった地域形成を図る。</p> |
| <p>三浦地域 (岩地・石部・雲見)</p> | <p>『自然探勝的な観光地としてのまちづくり』</p> <p>この地域は、駿河湾に面した入り江に開けた3集落からなり、それぞれが個性的な特色を持つ農山漁村地域である。古くは漁村であったが、夏の海水浴と温泉、風光明媚な景色により民宿経営が増加し、観光地として定着している。海岸線は国立公園及び名勝伊豆西南海岸に指定されているため、自然景観等の融和を図りながら地域振興を図っていくことが課題であるとともに、平坦地が少なく、集落内の道路が狭いなど安全性等への対応が必要である。</p> <p>農用地は、地域資源として棚田の活用やグリーンツーリズム等、観光分野との連携が行われている。</p> <p>今後、自然を生かした集落環境の整備を図る一方、西伊豆地域を代表する海岸の景勝地の保全を図るため、海岸線を修景ゾーンとし、特色ある自然探勝的な観光地として観光と漁業、農業の連携に努め、体験型観光の促進を図る。</p> <p>一方、この地域は、夏季を中心に交通渋滞が著しく、また集落の背後まで山が迫るなど地震等の防災面における不安も高く、道路の拡幅や安全施設の整備を図る。</p> |

表 5-1 土地利用の方針

第2節 警戒避難体制の整備

本町は津波到達時間が非常に速いと想定されており、平成27年度の津波避難計画策定時の津波避難シミュレーションでは、地震発生から5分後の避難では半数以上の避難者が被災するという厳しい結果となっている。

このため、平常時の防災教育や避難訓練等により、避難開始時間の短縮及び避難体制の向上を図り、地震発生から3分後に避難を開始し、迅速かつ適正な避難行動がとれるように努める。

また、地域防災計画、津波避難計画に基づき、避難路や津波避難施設の整備、避難情報伝達等の警戒避難体制を構築する。

【警戒避難体制の整備に関して定める基本事項】

(1) 避難路、津波避難施設（緊急避難場所）

津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを目指す。

避難路・避難階段の整備にあたっては、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや人工高台（津波避難マウント）の設置、避難路の整備等により避難困難エリアの解消に努める。

(2) 情報伝達手段の確保

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進する。

また、災害に強い情報伝達システムを構築する。

(3) 津波対策の教育・啓発

地震等による被害を最小限にとどめるため、町職員をはじめ、町民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。

災害対策関係職員及び町民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の趣旨も踏まえ、概ね次により行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、町

は、町民・各種団体・企業等の多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、それぞれが連携して防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

地震発生時、南海トラフ地震に関連する情報発信時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。また、3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。

防災知識の普及、訓練を実施する際には、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

(4) 津波避難訓練の実施

町民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として県や町の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得する。

また、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

町は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。その他、国、県、他市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。訓練にあたっては、南海トラフ地震に関連する情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動対応及び情報収集・伝達訓練の強化等により実効性のある訓練を行うとともに、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動等、地域の特性に配慮して実施するものとする。なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

(5) 津波避難計画の作成

本町に最も大きな影響を及ぼすと考えられる津波に対して、住民等の生命や身体を守るため、津波発生時における避難の方法を定めた「松崎町津波避難計画」を平成28年3月策定した。これによって、津波による浸水の規模、範囲、避難に関する情報の住民等への事前提供や災害発生時の避難、普段からの備えの強化を促す等、町及び地域コミュニティ（自主防災組織等）が実施する津波避難活動を支援していく。

津波避難計画の津波減災事業としては、現在実施している津波避難対策事業を継続して行い、さらに確実に避難ができる環境整備が求められていることから、次の事業が推進されるよう改善を図る。

①住宅内の避難環境整備

住宅の耐震化、家具の転倒防止対策及びガラスの飛散防止対策等により、家中から家の外に避難できるよう住宅内の避難環境整備を図る。

②避難路の環境整備

町内の浸水想定区域となっている市街地は、住宅が密集しているため狭い路地や老朽化したブロック塀が多くあり、家屋やブロック塀等の倒壊による避難路閉塞が懸念される。また、老朽化した橋梁の落橋を懸念する住民の声も多い。このため、ブロック塀等の撤去・改善や住宅の耐震化、橋梁の耐震化等による避難路の環境整備を図るとともに、老朽化した空家対策についても検討する。

③夜間避難の環境整備

地震・津波が夜間に発生し、停電となることが想定されるため、津波避難場所や津波避難施設にソーラー照明や蓄電池型照明の設置を推進するとともに、避難路沿いの交差点等主要箇所の街灯の蓄電池化など、夜間避難の環境整備を図る。

④津波避難施設の整備

①から③の対策を講じても解消されない避難困難地区については、津波避難タワーや人工高台（津波避難マウント）の整備、津波避難ビルの指定や避難時間を短縮する新たな津波避難路の整備等により、避難困難地区の解消を図る。

⑤要配慮者施設対策（老人福祉施設、学校、保育園、病院等）

町内には、浸水想定区域内に 14 箇所の要配慮者利用施設がある。今後、県により「津波災害警戒区域」が指定された場合、警戒区域内の要配慮者利用施設では、「避難確保計画」の策定が義務化される。利用者を安全に避難誘導することが困難な施設では、高台への移転も含めた検討が必要である。

また、県により「津波災害特別警戒区域」が指定された場合、特別警戒区域内の要配慮者利用施設では、建て替え時に、居室の高さを県が定める基準水位以上とし、津波に対して安全な構造であることが求められる。

⑥多くの利用者が集まる施設（観光施設・宿泊施設、小規模商業施設等）

町内には、浸水想定区域内に観光施設・宿泊施設及び小規模商業施設など多くの住民や観光客が集まる施設がある。これらの施設に法律上の「避難確保計画」の作成義務はないが、利用者に対して掲示等による避難方向の周知、津波警報等の確実な伝達、要配慮者にも考慮した避難誘導等の対応をさらに進めることが必要である。

また、利用者の安全かつ迅速な避難確保が困難であると考えられる施設では、浸水想定区域外への移転も含めて検討が必要である。

⑦行政機関

松崎町役場、下田土木事務所松崎支所、社会福祉協議会等が浸水想定区域内にある。円滑な災害応急対応のため、浸水想定区域内の行政機関は、防災対策を進めるとともに、必要に応じて浸水想定区域外への移転等について検討が必要である。

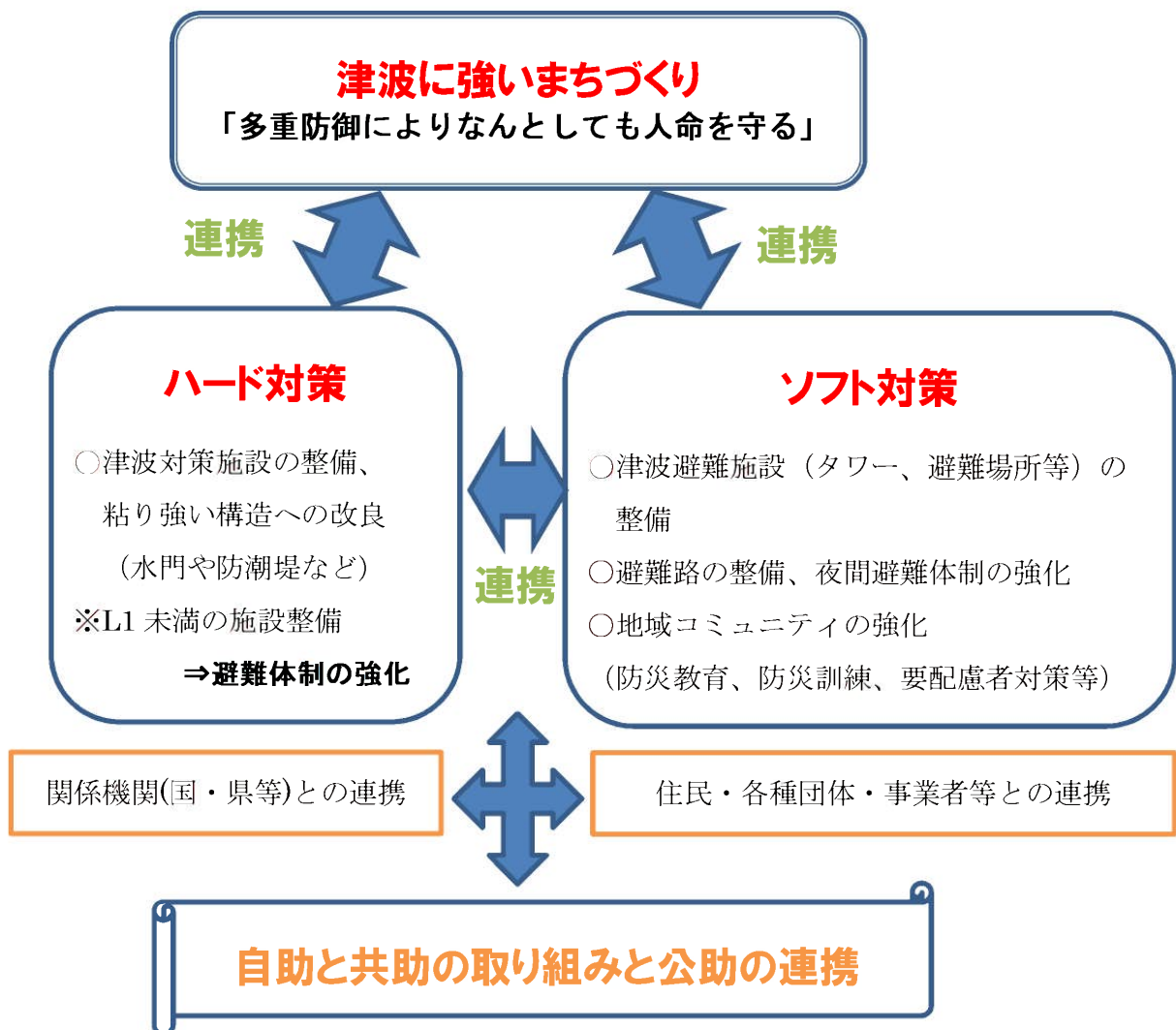


図 5-1 連携体制

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

第1節 事業・事務の整理

津波防災地域づくりを進めるための取組施策は以下の通りである。

| 基本方針 | 取組方針 | 取組施策 |
|---|---------------------|--|
| 1 ソフト対策 の充実による 円滑な避難の 確保 (ソフト対策 施設の整備) | ①情報伝達 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線（スピーカー、ラジオ）の整備、難聴地区の解消 ○防災メール・SNS・町HP等の活用による情報伝達手段システムの構築 ○広報車等の活用、消防団の協力による多重の広報手段の確保 |
| | ②安全な避難路、 避難経路の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○安全な避難路の整備（手すりの設置・段差の解消等含む） ○建物の耐震化（耐震診断及び耐震補強・家具等転倒防止・ガラスの飛散防止など補助制度の活用） ○ブロック塀の撤去・改善・耐震補強の補助制度の活用、石垣・倒木の処理対策 ○空家対策の強化（空家等対策計画の策定） |
| | ③避難誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ○避難場所表示板・避難誘導看板・海拔高さ表示板の整備 ○夜間避難環境の整備（バッテリー付夜間照明整備） ○観光客・釣り客・海水浴客にも配慮した分かりやすい情報伝達、避難誘導 |

| | | |
|-----------------------------------|-------------|--|
| | ④安全な避難空間の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○津波避難場所の整備（食料・電源の確保やシェルター設置等を含む） ○津波避難タワーの整備（防寒対策のできる部屋の整備） ○津波避難ビルの指定（避難階段設置の助成、松崎小学校屋上への避難路の改善） ○津波避難場所の急傾斜地・土砂崩れ対策 ○救命艇、津波避難シェルターの整備 ○人工高台（津波避難マウント）の整備 |
| 2 地域の特性に配慮した津波防護ライン構築（ハード対策施設の整備） | ①津波防護強化対策 | <ul style="list-style-type: none"> ○那賀川の津波対策施設の整備（T.P. +7.5m） ○松崎海岸防潮堤の粘り強い構造への改良・嵩上げ（T.P. +7.5m） ○石部海岸保全施設（水門・防潮堤）の改良・嵩上げ整備（T.P. +10.0m） ○雲見海岸保全施設（水門・防潮堤）の改良・嵩上げ整備（T.P. +8.0m） |
| 3 津波への備え・意識啓発（避難対策の意識向上） | ①事前の備え | <ul style="list-style-type: none"> ○津波ハザードマップの改定 ○津波避難計画の改良、住民への周知徹底 ○津波災害警戒区域の指定（イエローゾーン） ○避難行動要支援者対策の検討（避難確保計画の策定、避難支援者の事前の確保、避難の意識の向上） ○津波浸水区域外への地区防災倉庫の整備（防災資機材・食料品の確保等） ○救命胴衣、津波避難カプセルの普及 |
| | ②意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○防災教育の実施（地域の実情に応じた教育の継続的かつ計画的な実施） ○津波避難訓練の実施（住民参加への工夫・取り組み事例の共有、夜間訓練の実施、訓練のPDCA サイクル、情報の収集・伝達等） ○住民説明会の開催（津波リスク、津波避難計画等の周知） ○避難所運営訓練（HUG）の実施 |

| | | |
|--------------------------|-----------------------------|---|
| <p>4 災害に強い まちづくり</p> | <p>①防災力の向上、 都市機能の確保</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○広域的なネットワークの確保（災害応援協定の締結等） ○緊急輸送路における道路（沿道建築物）、橋梁の耐震化 ○松崎新港湾・鮎川地区の公共用地を防災拠点として活用 ○地域コミュニティの強化 ○公民館を地区防災センターとして活用 ○津波浸水区域内・区域外の地区間での応援協定の締結 |
| <p>5 速やかな復 旧・復興</p> | <p>①円滑な復興への 備え</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○事前復興計画の策定 ○復興イメージトレーニングの実施 ○地籍調査事業の推進 ○地区防災計画、要配慮者施設等防災計画の策定検討 ○学校・福祉施設などの高台移転の検討 |

表 6-1 津波防災地域づくりの推進のための取組施策

第2節 事業・事務

津波防災地域づくり推進の基本的な方針に基づき、津波に強いまちづくりを進めるため、推進計画区域内において実施する施策を示す。なお、事業、事務は今後随時見直しを行う。

| (1)- ① (ソフト対策の充実による円滑な避難の確保 - 情報伝達) | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|------------------------|-----------|-----------|----------------------|-------------|
| ① 事業・事務名 | ② 実施箇所 | ③ 実施内容 | ④ 実施時期 | ⑤ 実施主体 | ⑥ 自助/共助 (住民参加) | ⑦ 法律上の該当 |
| 防災行政無線整備事業 | 町内 | 防災行政無線の整備 (難聴地区の解消) | 短期 | 松崎町 | | |
| 情報伝達手段の確保 | 町内 | 防災メール、SNS、町HP等の活用 | 短期 | 松崎町 | 自助 | |

表 6-2 情報伝達に係る推進施策

| (1)- ② (ソフト対策の充実による円滑な避難の確保 - 安全な避難路、避難経路の確保) | | | | | | |
|---|-----------|-----------------------------|-----------|-----------|----------------------|-------------|
| ① 事業・事務名 | ② 実施箇所 | ③ 実施内容 | ④ 実施時期 | ⑤ 実施主体 | ⑥ 自助/共助 (住民参加) | ⑦ 法律上の該当 |
| 避難路整備事業 | 町内 | 安全な避難路の整備 (手すり設置、段差解消) | 短期 | 松崎町 | | 二 |
| 住宅耐震化補助事業 | 町内 | 住宅の耐震化の促進 (耐震診断・耐震補強) | 継続実施 | 松崎町 | 自助 | 二 |
| 家庭内の地震対策促進事業 | 町内 | 家具の固定等転倒防止、 ガラスの飛散防止等の促進 | 継続実施 | 松崎町 | 自助 | 二 |
| ブロック塀等の耐震化促進事業 | 町内 | ブロック塀の撤去・改善・ 耐震補強の促進 | 継続強化 | 松崎町 | 自助 | 二 |
| 空家対策の強化 | 町内 | 空家等対策計画を策定し、 特定空家等対策の促進 | 中期 | 松崎町 | | 二 |

表 6-3 安全な避難路、避難経路の確保に係る推進施策

| (1)- ③ (ソフト対策の充実による円滑な避難の確保 - 避難誘導) | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|---|-----------|-----------|----------------------|-------------|
| ① 事業・事務名 | ② 実施箇所 | ③ 実施内容 | ④ 実施時期 | ⑤ 実施主体 | ⑥ 自助/共助 (住民参加) | ⑦ 法律上の該当 |
| 津波避難路標識整備事業 | 町内 | 津波避難路誘導標識、海拔高さの表示等を整備 | 継続強化 | 松崎町 | | 二 |
| | | 観光客に配慮した避難サポートマップの作成 | 短期 | | | |
| 津波避難路街灯整備事業 | 町内 | 停電対応の街路灯を整備し、 夜間避難環境を改善し、安全な避難体制の構築を図る | 継続強化 | 松崎町 | | 二 |

表 6-4 避難誘導に係る推進施策

(1)- ④ (ソフト対策の充実による円滑な避難の確保 - 安全な避難空間の確保)

| ① 事業・事務名 | ② 実施箇所 | ③ 実施内容 | ④ 実施時期 | ⑤ 実施主体 | ⑥ 自助/共助 (住民参加) | ⑦ 法律上の 該当 |
|----------------|-----------|---|-----------|-----------|----------------------|-----------------|
| 津波避難場所 整備事業 | 町内 | 安全で避難しやすい津波避難場所の整備を推進する (食料、電源の確保等含) | 短期 | 松崎町 | 共助 | 二 |
| 津波避難施設 整備事業 | 町内 | 津波避難タワーの整備 | 短期 | 松崎町 | | 二 |
| | | 津波避難ビルの指定 | 短期 | | | |
| | | 救命艇、津波避難シェルター 等の整備 | 中期 | | | |
| | | 人工高台(津波避難マウン ト)の整備 | 中期 | | | |

表 6-5 安全な避難空間の確保に係る推進施策

(2)- ① (地域の特性に配慮した津波防護ライン構築 - 津波防護強化対策)

| ① 事業・事務名 | ② 実施箇所 | ③ 実施内容 | ④ 実施時期 | ⑤ 実施主体 | ⑥ 自助/共助 (住民参加) | ⑦ 法律上の 該当 |
|-------------------|-----------|---|-----------|-----------|----------------------|-----------------|
| 那賀川 津波対策整備事業 | 那賀川 | 津波対策施設の整備を行う (※T.P.+7.5m) | 中期 | 静岡県 | 住民参加 | イ |
| 松崎海岸 防潮堤整備事業 | 松崎海岸 | 防潮堤の嵩上げ及び粘り強い構造への整備を行う (※T.P.+7.5m) | 中期 | 静岡県 | 住民参加 | イ |
| 準用河川南川水門 改修事業 | 南川 | 水門の嵩上げ改良整備を行う (※T.P.+7.5m) | 中期 | 静岡県 | 住民参加 | イ |
| 石部漁港海岸 防潮堤整備事業 | 石部海岸 | 防潮堤の嵩上げ及び粘り強い構造への整備を行う (※T.P.+10.0m) | 中期 | 松崎町 | 住民参加 | イ |
| 石部水門改良事業 | 石部海岸 | 水門の嵩上げ改良整備を行う (※T.P.+10.0m) | 中期 | 松崎町 | 住民参加 | イ |
| 雲見漁港海岸 防潮堤整備事業 | 雲見海岸 | 防潮堤の嵩上げ及び粘り強い構造への整備を行う (※T.P.+8.0m) | 中期 | 松崎町 | 住民参加 | イ |
| 雲見水門改良事業 | 雲見海岸 | 水門の嵩上げ改良整備を行う (※T.P.+8.0m) | 中期 | 松崎町 | 住民参加 | イ |

※景観等に配慮し、レベル1必要堤防高以下ではあるが、この高さで当面整備を行う。

表 6-6 津波防護強化対策に係る推進施策

(3)- ① (津波への備え・意識啓発 - 事前の備え)

| ① 事業・事務名 | ② 実施箇所 | ③ 実施内容 | ④ 実施時期 | ⑤ 実施主体 | ⑥ 自助/共助 (住民参加) | ⑦ 法律上の 該当 |
|-----------------|-----------|------------------------------------|----------------|-----------|----------------------|-----------------|
| 津波避難計画等 策定事業 | 町内 | 津波避難計画を策定し、住民に津波のリスクと避難について周知を図る | 継続強化 | 松崎町 | 自助・共助 住民参加 | その他 |
| 津波災害警戒区域 の指定 | 町内 | 津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定を行い、避難体制の強化を図る | 継続強化 (指定R1) | 静岡県 | 住民参加 | その他 |

| | | | | | | |
|------------|----|--------------------------------------|------|---------|-------|-----|
| 避難行動要支援者対策 | 町内 | 自主防・民生委員等との連携を強化し、避難行動要支援者の避難体制の事前検討 | 継続強化 | 自主防関係機関 | 自助・共助 | その他 |
| 住宅等耐震化促進事業 | 町内 | 住宅の耐震化、ブロック塀の撤去・改善の促進 | 継続強化 | 松崎町 | 自助 | 二 |
| 家庭内の地震対策促進 | 町内 | 家具の固定等転倒防止、救命胴衣、津波避難カプセル（救命艇）等の普及促進 | 継続実施 | 松崎町 | 自助 | 二 |
| 自主防災組織強化対策 | 町内 | 防災資機材の購入補助や浸水区域外への食料保管など自主防災組織の強化を図る | 継続強化 | 自主防 | 共助 | 二 |

表 6-7 事前の備えに係る推進施策

| (3)-② (津波への備え・意識啓発 - 意識啓発) | | | | | | |
|----------------------------|-----------|--|-----------|------------|----------------------|-------------|
| ① 事業・事務名 | ② 実施箇所 | ③ 実施内容 | ④ 実施時期 | ⑤ 実施主体 | ⑥ 自助/共助 (住民参加) | ⑦ 法律上の該当 |
| 避難訓練の充実・強化 | 町内 | 避難訓練（特色ある地区訓練の共有、小中高生の参加、PDCA サイクル、避難所運営訓練等）の実施により防災意識の高揚を図る | 継続強化 | 松崎町 | 自助・共助 住民参加 | その他 |
| 防災教育の実施 | 町内 | 防災リスク、避難の大切さ等の説明会の開催等により、防災意識の高揚を図る | 短期 | 松崎町 自主防 | 住民参加 | その他 |

表 6-8 意識啓発に係る推進施策

| (4)-① (災害に強いまちづくり - 防災力の向上、都市機能の確保) | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|---------------------------------------|-----------|------------|----------------------|-------------|
| ① 事業・事務名 | ② 実施箇所 | ③ 実施内容 | ④ 実施時期 | ⑤ 実施主体 | ⑥ 自助/共助 (住民参加) | ⑦ 法律上の該当 |
| ネットワークの確保 | 町内 | 広域的なネットワークの確保(災害協定等) | 短期 | 松崎町 | | 二 |
| | | 緊急輸送路における建物・橋梁の耐震化を進め、防災力の強化を図る | 短期 | | | |
| 防災拠点整備事業 | 町内 | 松崎新港湾を防災拠点として活用 | 中期 | 松崎町 | | 二 |
| | | 鮎川地区の公共用地を防災拠点として活用 | 中期 | | | |
| 地域コミュニティ強化事業 | 町内 | 自助・共助による安全確保と公助の連携を図り、地域コミュニティの強化を図る。 | 短期 | 松崎町 自主防 | 自助・共助 | 二 |
| | | 公民館施設の改修支援による避難体制の確保を図る | 短期 | | | |
| | | 雲見区自治会 公民館移設事業 | 短期 | | | |
| | | 浸水区域内・区域外の地区間での応援協定の締結 | 短期 | | | |

表 6-9 防災力向上・都市機能の確保に係る推進施策

(5)-① (速やかな復旧・復興 - 円滑な復興への備え)

| ① 事業・事務名 | ② 実施 箇所 | ③ 実施内容 | ④ 実施 時期 | ⑤ 実施 主体 | ⑥ 自助/共助 (住民参加) | ⑦ 法律上 の該当 |
|----------------------------|---------------|--|---------------|---------------|----------------------|-----------------|
| 震災復興の 事前準備 | 町内 | 事前復興計画の策定による 事前準備 | 中期 | 松崎町 | 住民参加 | その他 |
| | | 復興イメージトレーニング 等の実施による事前準備 | 中期 | | | |
| 地籍調査事業 | 町内 | 津波浸水想定区域内の地籍 調査を優先的に行い、早期復 旧の事前準備を行う | 継続 実施 | 松崎町 | 自助・共助 住民参加 | へ |
| 自主防・要配慮者 施設等防災計画の 策定 | 町内 | 地区防災計画の策定 | 短期 | 自主防 関係機関 | 自助・共助 住民参加 | ホ |
| | | 小・中学校の 避難確保計画策定 | 短期 | | | |
| | | 福祉施設等の 避難確保計画策定 | 短期 | | | |
| | | 小・中学校の高台移転など 事前の検討を行う | 長期 | | | |
| | | 福祉施設等の高台移転など 事前の検討を行う | 長期 | | | |

表 6-10 円滑な復興への備えに係る推進施策

【参考】

津波法第 10 条第 3 項第 3 号（事業又は事務に関する事項）

イ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設の整備

ロ 津波防護施設の整備

ハ 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地の整備改善

ニ 避難路、避難施設、公園、緑地、地域防災拠点施設その他の津波の発生時における円滑な避難の確保のための施設の整備及び管理

ホ 集団移転促進事業

へ 地籍調査

ト 津波防災地域づくりの推進のために行う事業に係る民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用の促進に関する事項

※その他 法律に記載のないもの

<推進協議会での意見>

○計画しても進んでいない。実行してほしい。

○計画の進捗などのチェックが、定期的に必要。

→推進計画は継続的に見直しをしていく。推進協議会で進捗状況について報告し、チェックをしてもらうようにしていきたい。

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

第1節 今後さらに検討が必要な事項

(1) 津波防災上の課題を踏まえた目標

①みんなで取組み、津波から命を守る

自助・共助の取組みと公助の取組を連携することで、迅速かつ確実な津波避難体制、避難場所・避難路等の空間、避難に係る情報伝達手段などの環境を整備・充実するなど施策を講じ、町民の生命を守る。併せて、小・中学校や福祉施設等の高台移転についても他の計画との整合性を図りながら検討する。

②津波に対して初動・応急期の行政機能を維持・継続

行政及び関係機関における初動・応急期の救助救出や応急復旧体制の強化、生活・経済活動に不可欠な行政サービスの早期再開を可能とする施策を講じ、行政機能を維持・継続する。

③津波被災からの町民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的な復興

生活・産業基盤の早期回復の手法や復旧復興拠点の確保を事前に計画し、迅速に復興を支援でき、より安全で発展的な生活再建、産業復興を目指すため、事前復興計画を策定する。

(2) 施策推進の考え方

津波防災地域づくりの推進施策は、大きな減災効果が見込まれる津波対策施設の整備を前提として、ハード・ソフトの施策内容と施策の達成時期（短期、中期、長期）を定める。

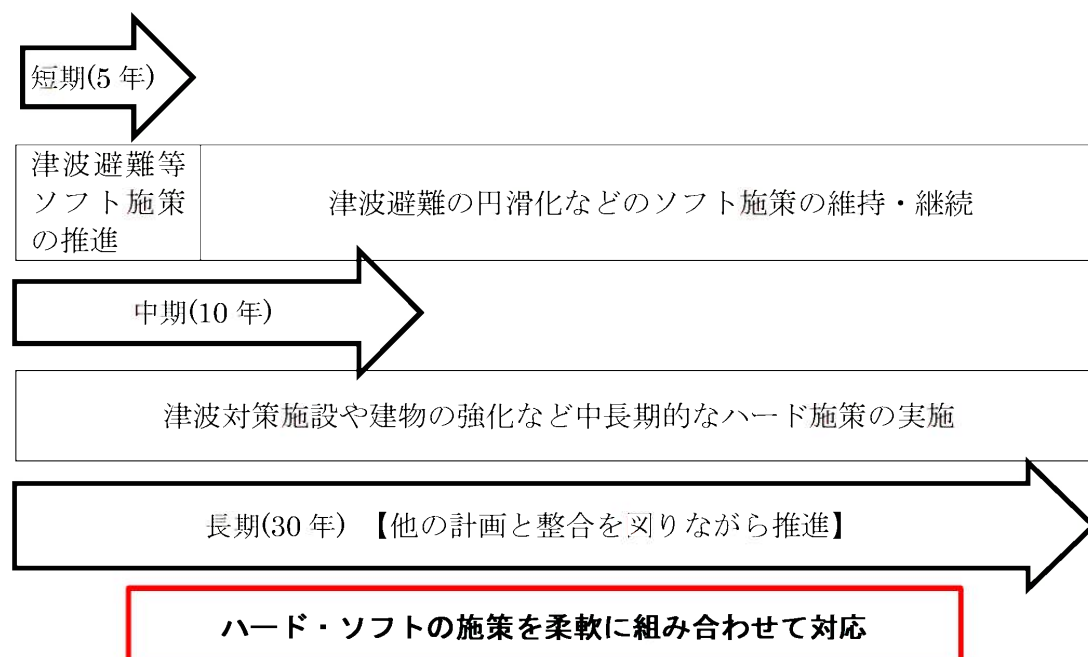


図7-1 施策推進の考え方

(3) 当面（10年程度）の目標の設定

①津波対策施設の整備推進

松崎海岸では、現状の高さで津波対策施設を設置した場合に浸水面積を60%削減、T.P. +7.5mで津波対策施設を設置した場合に浸水面積を90%削減する効果が見込まれる。当計画においては、T.P. +7.5mの高さで当面整備を行う。

②津波災害警戒区域の指定及び避難対策の充実

津波災害警戒区域を指定し、住民・観光客等が円滑に避難できるよう、津波避難場所や避難経路を確保し、避難困難エリアについては、津波避難タワー（目標2基）を整備する。

③要配慮者施設への支援

要配慮者施設においては、施設利用者等が円滑かつ迅速に逃げられるための避難確保計画を策定するため、町は必要な支援を行う。

④自主防災組織の防災力向上

防災教育や防災訓練等を継続的かつ計画的に実施し、迅速かつ適正な避難行動がとれるよう、自主防災組織の防災力向上を図る。

多重防御による津波防災対策を推進し、L2 津波対応の防災地域づくりを進め、避難体制を構築していく。

松崎らしい推進計画の策定

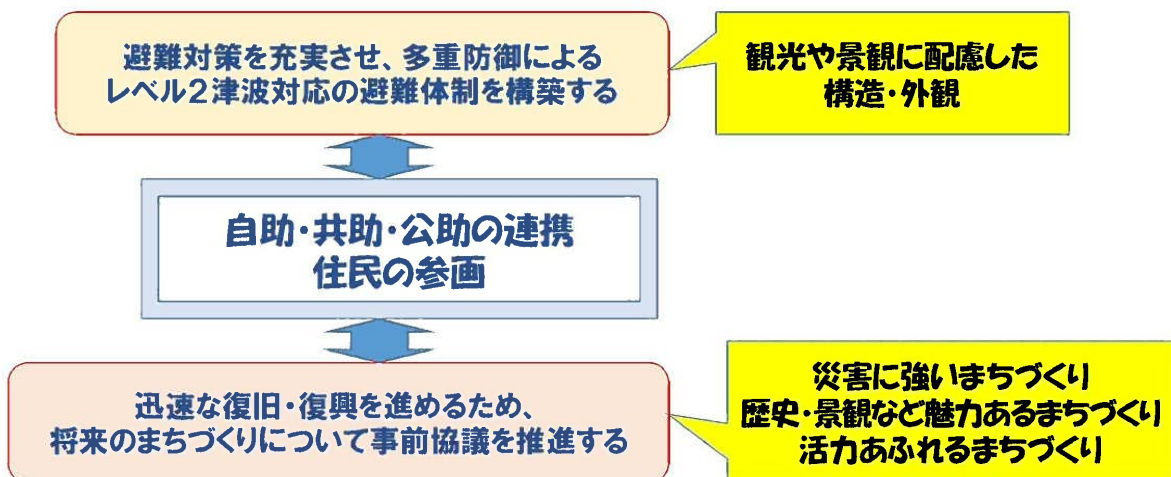


図7-2 推進計画の目標

第2節 計画の見直しと更新

社会情勢や災害リスクの変化に伴い、津波に関する施策の見直し等が必要になった場合や総合計画、地域防災計画、国土強靱化地域計画（未策定）等との整合性を図りながら、必要に応じ、適宜見直しを検討する。

<推進協議会での意見>

○更新時期を明確にし、総合計画などと整合性を図るべき

(1) 定期的な施策の進捗管理

毎年、定期的に計画の見直し等を実施する機会を作るとともに、最新の取組みについて随時更新していくこととする。併せて、実施施策の関係部署は、施策の実施目標、整備目標等を定めた進捗管理シートを活用し、本計画に位置付けた施策を定量的に進捗管理する。

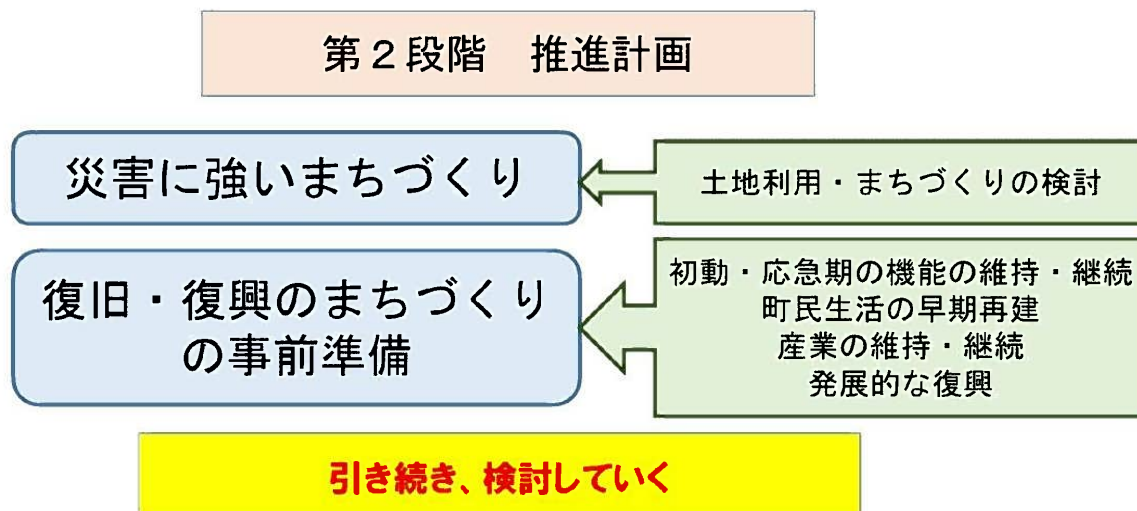
また、災害に強いまちづくりをより良く展開していくためには、施策の評価を今後の施策に反映させることが重要である。このため、計画（Plan）を実行（Do）に移し、その結果や成果を点検・評価し（Check）、改善し（Action）、次の計画（Plan）へとつなげていく。経過については、推進協議会を継続して開催し、協議会や住民ワークショップなどにおいて、報告、確認をしていく。

(2) 計画の更新体制

本計画の更新時期として、以下のタイミングで既存の計画を評価し、見直しを行う。更新時においては、推進計画を評価し、改善を行う。

- ①新たな被害想定、シミュレーション結果の公表時や施策に関する新たな方向性が示されたとき。
- ②総合計画、防災計画、業務継続計画等本町における上位・関連計画などの更新・作成したと

令和2年度以降の推進計画の検討



進め方のイメージ

※これらの津波対策については、将来の町の姿を描きながら、その方向性に逸することの無いよう、地区・県・町・関係機関が協力して実施していくとともに、今後も継続してソフト対策等を検討していく必要がある。

